大項目:第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

中項目: 1 事業の効率化

小項目:

中期	月目	標	事業費(保険金、代位弁済費、回収奨励金、求償権管理回収助成及び求償権回収事業委託費)については、中期目標の期間中に、平成19年度比で5%以上削減する。この場合、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因により影響を受けることについて配慮する。							
中期	用計	画	事業費(保険金、代位弁済費、回収奨励金、求償権管理回収助成及び求償権回収事業委託費)については、その支出の要否を検討し、効率化を期するため、中期目標の期間中に、平成19年度比で5%以上削減する。この場合、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因により影響を受けることについて配慮する。							
業務	の実	養績	収事業	委託費)	については	弁済費、回収 は、97億98百 なった。(1	万円の支出	であり、19	年度予算対 5%の削減と	土で28.6%
						19年度	22年度	増減率	(参	
				₹	分	予算(A)	22千及 決算(B)		19年度決算	増減率
			-	_	,,	1 34 (11)	八升(五)	(D 11) · 11		$(B-C) \div C$
			事業費総額			13, 727	9, 798	△ 28.6%	12, 483	
			うち保険金			9, 328	5, 986	△ 35.8%	8, 066	△ 25.8%
				(漁業)		2, 663	2, 392	△ 10.2%	2, 472	△ 3.2%
			代位弁	済費(林業	美)	1, 540	1, 362	△ 11.6%	1,864	△ 27.0%
			求償権	管理回収	助成(農業)	28	28	0.0%	28	0.0%
			求償権	回収事業	委託費(林業)	140	7	△ 95.1%	24	△ 70.7%
			回収奨	励金(漁業	美)	28	23	△ 16.9%	30	△ 20.5%
評価	の指	 標	〇 事業領	費の削湯	戍率(平成1 9	9年度比で 5	%以上)			
評	価	等	評 定	(理由	・指摘事項					
			A 事業費の削減は目標を達成し				えしているも	ものと認めら	うれ、評価	できる。

(参考:年度計画)

事業費(保険金、代位弁済費、回収奨励金、求償権管理回収助成及び求償権回収事業委託費)については、以下の点など支出の要否及び支出方法等について検討し、効率化を期する。この場合、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因により影響を受けることについて配慮する

- ・基金協会との事前協議の徹底、部分保証の実施による保険金支払いの低減
- ・引受審査の厳格化等による代位弁済の抑制
- ・サービサーの選定等に当たっての求償権回収に係る費用対効果への配慮による求償権回収事業委 託費の抑制

大項目:第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

中項目: 1 事業の効率化

小項目:

中期目標 農業・漁業信用保険業務及び林業信用保証業務については、「第4 財務内容の改善」に記載している引受審査の厳格化等、モラルハザード対策の取組を着実に実施する。

中期計画

農業・漁業信用保険業務及び林業信用保証業務については、引受審査の厳格化等、 モラルハザード対策の取組を着実に実施する。

業務の実績

【農業信用保険業務】

- 引受審査の厳格化
 - ・ 大口保険引受案件(注1)についてすべて事前協議を実施し、件数は534件(条件変更含む。)であった。(21年度600件)
 - ・ 大口保険引受案件等に係る事前協議時においては、必要に応じ、基金協会と対 面での協議を実施した。 (7協会) (21年度11協会)
 - ・ 個別案件については、被保証者の財務内容、資金の償還可能性等を総合的に勘 案した協議を実施しており、大口保険引受案件事前協議534件(条件変更含む。) のうち、取り下げ等30件となった。(21年度15件)
- 部分保証については、的確に実施されているか確認した。
- 大口保険金請求案件(注3)の事前協議
 - 大口保険金請求対象案件について事前協議を実施した。
- 求償権管理回収助成
 - ・ 基金協会の求償権が591億円(21年度末)となり、その回収が喫緊の課題となっている中で、22年度においても前年と同額の助成を実施したが、実績に応じ、都道府県間の配分は調整した。
 - ・ 近年、求償権回収のために法的措置等に要した債権管理費が増加傾向にある中、本助成金を基金協会における求償権の行使及び保全に係る費用として効果的に活用するとともに、基金協会の求償権の管理回収におけるインセンティブを高めることにより、近年、信用基金の回収金収入は徐々に増加傾向にある。

(単位:百万円)

ſ	区分	19 [‡]	F 度	20年	F度	21年	F度	22年	F度
	区 刀	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績
ļ	回収金収入	3, 481	2, 964	2, 949	3, 124	2, 982	3, 222	3, 029	3, 118

(注1) 大口保険引受案件とは、次に該当するものをいう。

既に大口保険被保証者(注2)である者に対する農業近代化資金等の元本につき保険価額が1,000万円以上の保険関係が成立する保証及び農業近代化資金等の元本につき保険価額が1,000万円以上の保険が成立する保証であって、当該保証をすることにより、その被保証者が大口保険被保証者に該当するもの。

(注2) 大口保険被保証者とは、次に該当するものをいう。

農業近代化資金等の元本額(極度貸付の場合は、極度額)の合計額が1億円以上である者 又は保険関係が成立している保証に係る畜産特別資金、農家負担軽減支援特別資金、農業経 営負担軽減支援資金、家畜飼料特別支援資金及び畜産経営維持緊急支援資金の合計額が 5,000万円以上である者。 (注3) 大口保険金請求案件とは、次に該当するものをいう。

保険金額が3,000万円以上の代位弁済及び一の被保証者について同時又は関連する一定の期間内に行う複数の代位弁済であって、これらの代位弁済の保険金額の合計額が3,000万円以上となるもの。

【林業信用保証業務】

○ 引受審査の厳格化

保証引受審査に当たっては、当該申請企業の財務諸表(過去3年分)を徴求するとともに、当信用基金の保有する資産査定データ等を活用して財務状況の的確な把握、分析を行い、新規・増額案件、財務内容不良案件等について、総括調整役(林業担当)等を構成員とする審査協議会で、業況や財務状況の今後の見通し、担保等による保全の可否等を踏まえた厳格な保証審査を行った(審査協議件数427件(年間件数:21年度662件、20年度231件))。このほか、新規保証予定企業の現地調査や既保証先の適切な期中管理等を目的とした現地での経営診断・指導(現地調査等57件(21年度は年間45件))、経営悪化がみられる保証先について融資機関等との協議による経営健全化への支援等により審査の厳格化に関連する取組みを行った。

審査協議会の開催、現地調査の実施等により、引き続き引受審査の厳格化に努める。

【漁業信用保険業務】

- 引受審査の厳格化
 - ・ 大口保険引受案件(注1)についてすべて事前協議を実施し、件数は 52 件で あった。(21 年度 48 件)
 - 大口保険引受案件について基金協会との間で、被保証人の財務内容、資金の償還可能性等を総合的に検討した事前協議を行い事業費の削減に向けての取組みを実施した。
- 部分保証については、的確に実施されているか確認した。
- 大口保険金請求案件(注2)の事前協議
 - ・ 大口保険金請求対象案件について、すべて事前協議を実施した。
- 〇 回収奨励金
 - 22 年度の交付額は、回収金額の落ち込みから、前年度より 1,147 千円減の 23,484 千円であった。
 - (注1) 大口保険引受案件とは、次に該当するものをいう。

ア 保証の額が次の額を超えるもの

- ① 遠洋かつお・まぐろ漁業 2億円
- ② その他漁業 1億円
- ③ 水産業協同組合 3億円

ただし、借替緊急融資資金については、上記基準額の2分の1

- イ 保証を行った後の被保証者に係る保証残高が、次の額を超えるもの
- ① 遠洋かつお・まぐろ漁業 6億円
- ② その他漁業 3億円
- ③ 水産業協同組合 6億円
- (注2) 大口保険金請求案件とは、次に該当するものをいう。
 - ア 代位弁済額が5千万円以上
 - イ 基金協会が事務処理の困難性が高いと判断したもの

評価の指標 ○ 事業費の削減に向けた取組状況

評 価 🕯	等 評 定	(理由・指摘事項等)
	A	効率化に向けて様々な取組みを導入したことについては評価できる。

農業・漁業信用保険業務及び林業信用保証業務については、引受審査の厳格化等、モラルハザード 対策の取組を着実に実施する。

大項目:第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

<u>中項目: 1 事業の効率化</u> 小項目:

中期目標	共済団体等に対する貸付業務については、民間金融機関による融資を促すために、 セーフティーネットとしての法人の役割について周知を行う。
中期計画	共済団体等に対する貸付業務については、民間金融機関による融資を促すために、 セーフティーネットとしての法人の役割について周知を行う。
業務の実績	
評価の指標	
評 価 等	ア (理由・指摘事項等) ア ア ア ア ア ア ア ア ア

(参考:年度計画)

共済団体等に対する貸付業務については、民間金融機関による融資を促すために、セーフティーネットとしての法人の役割について周知を行う。

大項目:第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

中項目: 1 事業の効率化

小項目: 中期目標 低利預託原資貸付業務については、主として主務省における資金需要の精査結果及 び資金の納付方法等についての関係機関等との協議の結果を踏まえた主務省からの指 示に従って、将来にわたって活用される見込みのない資金を国庫に納付する。 また、本資金については、借受者のニーズを踏まえた主務省の見直しを踏まえ、着 実に実施するものとする。 中 期 計 画 低利預託原資貸付業務については、主として主務省における資金需要の精査結果及 び資金の納付方法等についての関係機関等との協議の結果を踏まえた主務省からの指 示に従って、将来にわたって活用される見込みのない資金を国庫に納付する。 また、本資金については、借受者のニーズを踏まえた主務省の見直しを踏まえ、着 実に実施するものとする。 業務の実績 【農業信用保険業務】 22 年 12 月 7 日に「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」が閣議決定さ

れ、低利預託に係る政府出資金については23年度中に全額(125億円)国庫納付す ることとされた。これに伴い、信用基金を経由しない新しい運転資金制度が創設さ れることとなった。

信用基金としても関係機関との連携を密にしながら、新たな制度への切り替えが 着実・円滑に実施できるよう進めていくこととしている。

【林業信用保証業務】

○ 22 年 12 月 7 日に「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」が閣議決定さ れ、低利預託原資貸付業務については、ニーズに応じた規模に縮減し、より使いや すい運転資金制度に再設計する(協調倍率の見直し等)とともに、新しい運転資金 制度で活用する見込みのない政府出資金(73億円)を23年度中に国庫納付すること とされた。

信用基金としても関係機関との連携を密にしながら、新たな制度への切り替えが 着実・円滑に実施できるよう努めており、引き続き、主務省の見直しを踏まえた借 入申込みに対し、着実に貸出を実施していくこととしている。

【漁業信用保険業務】

○ 22年12月7日に「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」が閣議決定さ

	ことと ること 信用	れ、低利預託に係る政府出資金については23年度中に全額(60億円)国庫納付する こととされた。これに伴い、信用基金を経由しない新しい運転資金制度が創設され ることとなった。 信用基金としても関係機関との連携を密にしながら、新たな制度への切り替えが 着実・円滑に実施できるよう進めていくこととしている。						
評価の指標	〇 低利	預託原資貸付業務の見直しの実施状況						
評 価 等	評 定	(理由・指摘事項等)						
		低利預託に係る政府出資金の納付に向けた取組みについては、着実に						
	В	実施されているものの、23年度においては進行中の方針が示されている						
		だけで、実績については更なる説明が望まれる。						

低利預託原資貸付業務については、主として主務省における資金需要の精査結果及び資金の納付方法等についての関係機関等との協議の結果を踏まえた主務省からの指示に従って、将来にわたって活用される見込みのない資金を国庫に納付する。

また、本資金については、借受者のニーズを踏まえた主務省の見直しを踏まえ、着実に実施する。

大項目:第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

 中項目:
 1 事業の効率化

 小項目:

中期目標	林業寄託業務については、貸付枠の縮減及び民間からの長期借入方式から政府の出 資方式への段階的な移行について、着実に実施する。
中期計画	林業寄託業務については、貸付枠の縮減及び民間からの長期借入方式から政府の出 資方式への段階的な移行について、着実に実施する。
業務の実績	○ 22 年度は、貸付枠 17 億円に対応した寄託原資を調達した。 ○ 寄託原資として16億円は政府出資金とし、新規寄託のための長期借入金の借入は 行なわなかった。(長期借入金の借入は、既借入金の借換分のみである。)
評価の指標	○ 林業寄託業務の見直しの実施状況
評 価 等	評 定 (理由・指摘事項等)

(参考:年度計画)

林業寄託業務については、貸付枠を引き続き17億円とするとともに、寄託原資について、16億円 を政府出資により調達し、長期借入金を抑制する。

大項目:第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 中項目: 1 事業の効率ル

甲埧目:	1	事業の効率化	
小百日.		•	

<u>小項目:</u>

中期目標	農業信用保険業務及び漁業信用保険業務の対象資金については、「民でできることは民で」という考え方を踏まえつつ、検討を行う。
中期計画	農業信用保険業務及び漁業信用保険業務の対象資金については、「民でできることは民で」という考え方を踏まえつつ、検討会を設置し、検討を行う。
業務の実績	 【農業信用保険業務】 ○ 保険対象資金の役割、保険収支の状況等を踏まえ、対象資金のあり方について、モラルハザード防止策も含め、23 年1月及び3月に農業信用保険業務あり方検討会を開催した。その結果、 ① 農業は、天候などの自然に左右されやすく、生産サイクルが長く収益が少ないなどの特性があること。 ② 現状においても規模が零細で農業者の信用力が不足しており、食料自給率は低下の一途をたどるなか、これら農業者に信用力を付与し農業・農村の活性化を図ることは益々重要になってきていること、 ③ 農業経営と生活が一体不可分に行われていること、農業経営を維持しつつ地域振興を図る観点から、農家経済安定資金が措置されているが、新たな食料・農業・農村基本計画において農山漁村の活性化は急務とされており、農家経済の安定、農家生活の安定を図る上で引き続き重要な役割を担っていること、といった状況に基本的な変化はない。引き続き、農業・農村の状況変化、保険収支の状況等に注視しつつ検証していくこととした。 【漁業信用保険業務】 ○ 保険対象資金の役割、保険収支の状況等を踏まえ、対象資金のあり方について、モラルハザード防止策も含め、23年3月に漁業信用保険業務あり方検討会を開催し、検討を行ったところである。この中で、①現在の漁業情勢の悪化による事故率の高さから民間でできる資金はないと考えられることに加え、②東日本大震災により、東北地方をはじめ、全国的に漁業経営等の情勢は厳しくなると想定され、国の支援が益々重要となることから、現時点において民間機関に委ねることは困難と考えるが、今後とも漁業経営の変動に注視しつつ、その都度見直しに努めることが重要と思われるとの分析を行ったところであり、現時点では民間で対応することは困難であるとの分析結果が得られた。
評価の指標	○ 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務の対象資金に係る検討状況
評 価 等	評定(理由・指摘事項等)「民でできることは民で」という考え方を踏まえた議論が必要である。よた、検討会のあり方を再検討する必要もあるのではないか。

農業信用保険業務及び漁業信用保険業務の対象資金については、「民でできることは民で」という 考え方を踏まえつつ、検討会において、その役割、保険収支等の状況を踏まえ検討を行う。

大項目:第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

 中項目:
 2 業務運営体制の効率化

 小項目:

中	期	目		業務の質や量に対応した組織体制・人員配置の見直しを行い、業務運営の効率化を 行う。
中	期	計		業務の質や量に対応した組織体制・人員配置の見直しを行い、業務運営の効率化を 行う。
業	務 0	つ 実	績	○ 組織体制・人員配置の見直しを行い、業務運営の効率化を行う。具体的には、人事の弾力化に資するため、管理部門に加え、業務部門においても勘定間の人事異動を実施し、幅広い業務に対応できる人材育成を行うとともに、組織体制が硬直化しないよう、非常勤職員の活用を図っている。
				○ 新規採用者について、採用後2~3年を経過した後に、最初の配属先から他部門 へ必ず異動するという新たな人事ローテーションのルールを策定(21年度新規採用 者から適用)した。
				○ 中期計画期末の常勤職員の見込みを踏まえ、退職による欠員の範囲内で新規採用を行っている。22年度は、21年度中の退職者(4人)の範囲内で新規採用(4人)を行った。(23年度については、新規採用なし。)
評	価の	り指	標	○ 組織体制・人員配置の見直しの状況
評	佰	Ħ	等	ア

(参考:年度計画)

業務の質や量に対応した組織体制・人員配置の見直しを行い、業務運営の効率化を行う。

大項目:第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

中項目: 2 業務運営体制の効率化

小項目:

中	期	目	標	職員の能力の向上を図るため、各種研修を効果的に実施する。
中	期	計	画	職員の能力の向上を図るため、各種研修を効果的に実施する。
業	務 0)実	績	○ 中期計画に基づき、①職責別に必要とする能力を習得させる「計画的養成研修」②実務的、専門的スキルを習得させる「能力開発研修」③コンプライアンスに係るカリキュラムを盛り込んだ「法令遵守意識啓発研修」の計画を策定した。
				O 00/5 (F) 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2

○ 22年度において、以下のとおり研修を実施した。

種別	名称	対象者	受講者数	研修内容	研修期間
計画的養成研修	新規採用研修	新規採用者	7名	①信用基金業務内容等の習得 ②個人情報保護について ③コンプライアンスについて	2 日間
計画的養成研修	現地研修	希望者	18名	農林漁業の経営等の実態把握 (林業の現場)	1日間
能力開発研修	専門研修	希望者	延べ6名	業務に必要な専門的知識の習得	半日等 (延べ5回)
法令遵守意識啓発	研修	全職員	全職員	①コンプライアンスについて②個人情報保護について	半 日

- 現地研修については、22 年 10 月に、信用基金採用 1 ~ 2 年目の職員及び希望職員(計 18 名)を対象に、各自の日頃の業務担当分野にとらわれず、今後の信用基金業務にバランス良く幅広く役立てることを目的に実施し、江東区新木場・若洲、千葉県木更津市において、一日を通じた木材関連の国内先端技術を誇る企業の業務を実態把握し、木材と物流、木材加工(合板・LVL(単板積層材)等)の体系的な知見を養った。
- 専門研修については、業務に必要な専門的知識の習得を目的として、
 - ①根抵当権確定登記の要否と対応に係る研修会
 - ②政府出資法人等内部監查講習会
 - ③給与実務研修会
 - へ職員を派遣した。
- 研修の実効性の確保、今後の研修の充実に反映させる観点から研修受講者に対してレポート提出やアンケートを実施し、研修の効果が職員の能力の向上や業務運営の効率化等に資するよう検証を行っている。この結果、業務能力やコンプライアンスに係る理解の向上が図られている。

評価の)指標	0	研修	の実施状況
評 佃	等	評]	定 B	(理由・指摘事項等) 目的に応じた研修の実施については一定の評価ができる。 他方、体系的な研修計画の策定や研修効果についての評価も必要であ る。

職員の能力の向上を図るため、研修計画に基づき各種研修を効果的に実施する。

- ア. 養成研修
 - 新規採用研修
 - 一般職員研修
 - 現地研修
 - ・課長級研修
- イ. 能力開発研修
 - 支援研修
 - 実践研修
 - 専門研修
- ウ. 法令遵守意識啓発研修

大項目:第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 中項目: 2 業務運営体制の効率化

<u> </u>	美務連呂仲制の剱率化
小項目:	
4 2(1)	

中期目標	船再保険及び漁業共済保険特別会計の統合の検討状況を踏まえ、農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る両部署を統合する。 また、両部署の統合を検討するに当たっては、経費の縮減及び業務運営の効率化を 図る観点から、統合効果を最大限発揮させるものとする。
中期計画	平成20年度末までに検討することとされている国の農業共済再保険特別会計及び漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の統合の検討状況を踏まえ、農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る両部署を統合する。 また、両部署の統合を検討するに当たっては、経費の縮減及び業務運営の効率化を図る観点から、統合効果を最大限発揮させるものとする。
業務の実績	
評価の指標	
評 価 等	評 定 (理由・指摘事項等)

(参考:年度計画)

国の農業共済再保険特別会計及び漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の見直しの検討状況を注視しつつ、農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る両部署の統合について検討を継続する。

大項目:第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

中項目: 3 経費支出の抑制

小項目:

丑	期	目	標	一般管理費(人件費、公租公課及び特殊要因により増減する経費を除く。)につい
				て、中期目標の期間中に、平成19年度比で15%以上抑制する。

中期計画

すべての支出について、当該支出の要否を検討するとともに、以下の措置を講じること等により、一般管理費(人件費、公租公課及び特殊要因により増減する経費を除く。)について、中期目標の期間中に、平成19年度比で15%以上の節減を行う。

- ・役職員に対し、費用対効果等のコスト意識を徹底させる。
- 業務実施方法を見直す。

業務の実績

- (1)一般管理費の削減率(平成19年度比で15%以上)
- 一般管理費(人件費、公租公課及び特殊要因により増減する経費を除く。)については、4億18百万円の支出であり、現時点での執行率は、19年度予算対比で40.4%の削減(削減目標9%)となった。(19年度決算対比では16.9%の削減となった。)

(単位:百万円)

	19年度	22年度	増減率	(参	考)
区 分	予算(A)	決算(B)	$(B-A) \div A$	19年度決算	増減率
				(C)	$(B-C) \div C$
一般管理費	702	418	△ 40.4%	503	△ 16.9%

- 削減要因としては、事務・業務に係る経費の節減に努めたことのほか、事務所が 入居しているビルの大規模修繕がなかったこと等があげられる。
- 役職員への給与支給については、複数口座への振込みを認めていたが、22年10月 支給分より1口座とした。
- (2)予算の執行管理の状況
- 予算の効率的かつ適正な執行を図るため、部門ごとに業務計画、過去の支出実績 等を勘案して実行予算を策定し、部署別の予算配分を行った。
- また、毎月の支出実績をとりまとめ、期中においても支出実績を勘案しつつ、実 行予算の見直しを行うなど、適正な期中管理を行った。
- (3)減損会計の情報に基づく資産の評価の状況
- 23 年 5 月に、22 年度末現在において保有する土地及び建物等固定資産について、 資産査定実施要領に基づき、価値の毀損がないか等について資産査定を行い、その 過程において、事務所、宿舎等の固定資産について、その利用状況等を把握したう えで、固定資産の有効利用の促進等の観点から評価を行った。

なお、当該査定結果については、監理室が検証することとなっており、検証の結果、「問題なし」との通知を受けている。

- 更に、会計監査人による監査においても資産査定の検証が行われている。
- (4) 役職員に対するコスト意識の徹底の取組状況
- 役職員のコスト意識を徹底させるため、部署別予算配分・適切な期中管理を行う

とともに、定期的な部内の会議等において、予算の執行状況や年度中の執行の見通 し、決算状況を説明し、周知を図った。

○ 支出の無駄を削減するための自律的な取組を促進する「支出点検プロジェクト チーム」の第4回会合を22年7月に開催し、21年度取組目標への取組状況につい て報告を行うとともに、22 年度取組目標の設定について検討を行った。 22 年度取 組目標については職員掲示板に掲示することにより、効率的な予算執行・無駄な支 出の削減への取組について周知を図った。

また、23年1月に第5回会合を開き、22年度取組目標への取組み状況を確認し、 引き続き目標に取り組んでいくこととした。

(5)業務実施方法の見直しの状況

【農業信用保険業務】

○ 22 年 4 月に農業信用保証保険法の改正が実施され、融資保険対象機関に銀行、信 用金庫及び信用協同組合が追加されたことに伴い、事務処理の効率化に配慮しつ つ、業務方法書の一部改正、農業保証保険約款の一部改正、農業融資保険約款の制 定・廃止を行うとともに、農業保険取扱要領の一部改正を行った。

【林業信用保証業務】

○ 業務の外部委託については、15 年度以降、求償権回収業務の一部を債権回収業者 (サービサー)に委託してきており、22年度当初においては、3社と委託契約を行 い、外部委託を活用した取組みを推進し、業務の効率化等を図っている。

【漁業信用保険業務】

○ 22年4月に「漁業保証保険取扱要領」を改正し、回収業務における基金協会が優 先取得出来る費用を明確化し、事務処理の迅速化が図られた。

- 評価の指標○ 一般管理費の削減率(平成19年度比で15%以上)
 - 予算の執行管理の状況
 - 減損会計の情報に基づく資産の評価の状況
 - 役職員に対するコスト意識の徹底の取組状況
 - 業務実施方法の見直しの状況

評 価

等 評 定

(理由・指摘事項等)

Α

一般管理費の削減やコスト意識徹底化の取組みについては評価でき る。

(参考:年度計画)

すべての支出について、当該支出の要否を検討するとともに、以下の措置を講じること等により、 一般管理費(人件費、公租公課及び特殊要因により増減する経費を除く。)の節減を行う。

- ① 部署別の予算配分、予算執行の期中管理など予算の適正な執行管理を徹底する。
- ② 減損会計の情報に基づき、適正な資産の評価を行う。
- ③ 役職員に対し、費用対効果などのコスト意識を徹底させる。
- ④ 外部委託の推進を図るなど業務実施方法を見直す。

大項目:第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

中項目: 3 経費支出の抑制

小項目:

中期目標

人件費(退職手当及び法定福利費を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部 分を除く。)については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関 する法律(平成18年法律第47号)に基づき、平成18年度以降5年間において国家公務 員に準じた人件費削減を行うとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体 系の見直しを行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成 18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23 年度まで継続する。

中期計画

人件費(退職手当及び法定福利費を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部 分を除く。)については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関 する法律(平成18年法律第47号)に基づき、国家公務員に準じた人件費削減に取り組 み、平成18年度以降5年間において、5%以上の削減を行うとともに、国家公務員の 給与構造改革を踏まえ、役職員の給与について必要な見直しを進める。更に、「経済 財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、 国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

- 業務の実績 | (1)人件費の削減率(平成17年度比で6%以上)
 - 人件費(退職手当及び法定福利費を除く。)については、国家公務員の給与構造 改革を踏まえた給与体系の見直し及び人員の削減等により10億49百万円の支出で あり、17年度決算対比で13.5%の削減(削減目標5%)となった。

(単位:百万円)

\(\triangle \)	17年度	22年度	増減率
区 分	決算(A)	決算(B)	$(B-A) \div A$
人件費	1, 212	1,049	△ 13.5%

- (2) 人件費削減に向けた取組状況
- 国家公務員給与構造改革により、国の地域手当は 18 年度以降 5 年間で 6 % 引き 上げられ、22 年度 18%とされたが、信用基金においては、国の地域手当に相当す る特別都市手当について、22年度8%としている。
- 人件費削減に向けた取組については、ラスパイレス指数の公表に併せて、業務体 制の見直し、非管理職のスタッフ職の導入等により管理職割合を中期目標期間の終 了時までに4割から3割まで引き下げ、職務手当(国の管理職手当に相当)の支給 額を削減することを公表している。

(管理職割合 22年4月:38.9% (44人/113人) →23 年 4 月:38.0% (41 人/108 人)

- 昇任・昇格ペースについて、19年度以前と比較して、1~2年遅らせることとし、 20年度からその運用を開始した。
- 職務手当について、19年度から、一部の役職について、国より低率で定額化を行 うとともに、一層の引き下げを行ったところであり、22年度においても、引き続き、 同手当の額を据え置いた。

	末をも	ッフ職職務手当(国の専門スタッフ職調整手当に相当)については、21年度 って職員給与規程の改正を行い、国の基準と同様に支給方法を定額制から定 変更した。						
	-	年度から国家公務員に導入されている本府省業務調整手当について、引き続 その導入を見送った。						
評価の指標		費の削減率(平成17年度比で6%以上) 費削減に向けた取組状況						
評 価 等		(理由・指摘事項等) 人件費の削減については、独自の取組みが行われており評価できる。 民間の動向を踏まえて一層の努力を期待する。						
	A	なお、役職員の士気の低下につながることのないよう、配慮する必要 がある。						

人件費(退職手当及び法定福利費を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。)について、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与について必要な見直しを進める。

大項目:第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

中項目: 3 経費支出の抑制

小項目:

中期目標 給与水準については、平成18年度の対国家公務員学歴別・地域別指数(学歴別地域 別法人基準年齢階層ラスパイレス指数) 104.6について、中期目標期間の終了時までに 100まで低下させる。

また、給与水準の適正性について検証し、その検証結果や国家公務員と比べて給与 水準が高い理由及び適正化への取組状況について公表し、国民に対して納得が得られ る説明を行う。

中期計画

給与水準については、平成18年度の対国家公務員学歴別・地域別指数(学歴別地域 別法人基準年齢階層ラスパイレス指数)104.6について、中期目標期間の終了時までに 100まで低下させる。

また、給与水準の適正性について検証し、その検証結果や国家公務員と比べて給与 水準が高い理由及び適正化への取組状況について公表し、国民に対して納得が得られ る説明を行う。

業務の実績

- (1) ラスパイレス指数の引き下げ状況
- 22年度のラスパイレス指数(地域別・学歴別)は98.7となった。

区 分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
区 分				(A)	(B)	(B-A)
対国家公務員指数 (地域別・学歴別)	104.6	102.0	100. 5	97. 3	98. 7	1. 4
(参考) 対国家公務員指数	121.4	118.0	117.0	113. 7	115. 4	1. 7

- (2) ラスパイレス指数の引き下げに向けた取組状況
- 17 頁の「(2)人件費削減に向けた取組状況」に記載した内容と同じ。
- (3) ラスパイレス指数の国民への説明の状況
- 信用基金のホームページで公表している。

- 評 価 の 指 標 ラスパイレス指数の引き下げ状況
 - ラスパイレス指数の引き下げに向けた取組状況
 - ラスパイレス指数の国民への説明の状況

評 価 評 定

(理由・指摘事項等)

Α

ラスパイレス指数の引下げ状況については評価できる。一層の努力を 期待する。

(参考:年度計画)

給与水準については、対国家公務員学歴別・地域別指数(学歴別地域別法人基準年齢階層ラスパイ レス指数)を低下させるため、特別都市手当の据え置きなどに取り組む。

また、給与水準の適正性について検証し、その検証結果や国家公務員と比べて給与水準が高い理由 及び適正化への取組状況について公表し、国民に対して納得が得られる説明を行う。

大項目:第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

中項目: 4 内部監査の充実

小項目:

中	期	目	標	業務の適正化を図るため、	信用基金の各業務を横断的に監査する内部監査体制を充
				実・強化する。	

中期計画 業務の適正化を図るため、信用基金の各業務を横断的に監査する内部監査体制を充実・強化する。

業務の実績

- (1) 内部監査年度計画の策定
- 22年度内部監査年度計画について内部監査の効率的な実施を図ることとして、監事と連絡・調整しつつ、
 - ①内部監查基本方針
 - ②内部監査の対象
 - ③重点項目
 - ④実施時期

等を内容とした計画を22年3月12日に策定した。

- (2) 内部監査の実施
- 22 年度内部監査年度計画に基づき、次の業務の適切性、有効性等の観点から計画 通り内部監査を実施した。

実施時期	実施期間	実施内容	実施結果
22年4月 ~5月	6日間	漁業災害補償関係業務に関する事務の 適正化及び健全化の観点から、貸付審 査の適正性等について	内部規程において取扱いが不明確となっている 手続き及び様式等について取扱いの明確化の指 摘を行った。
22年8月 ~9月	16日間	情報セキュリティ対策の実施状況及び 保有個人情報の管理状況について (主に情報の格付け及び外部電磁的記 録媒体の管理状況等に着目)	情報セキュリティ規程に定める「情報の格付け 分類表」の様式において、情報の格付け決定者、 管理開始時点が不明確であるため明確にするこ と等の指摘を行った。
23年1月	5日間	漁業信用保険業務に係る事務について、 業務運営の適正化及び健全化の観点 から、貸付審査の適正性等について	大口保証に係る事前協議について、内部規程に 基づく実施期限の徹底等の改善を検討すること 等の指摘を行った。
23年2月	4日間	余裕金の運用及び管理に関する事務に ついて、適正で効果的な運用がされて いるかの観点から、内部けん制機能の 有効性等について	重要な問題点は見受けられなかったことを確認 した。
23年2月	5日間	資産査定及び償却・引当業務に関する 事務について、財務内容の透明性の向 上を図る観点から、信用リスク管理の 適正性等について	重要な問題点は見受けられなかったことを確認 した。

(3) 内部監査チェックリストの整備

○ 内部監査の実施に当たり、事前に監査項目毎にチェックリスト(内部監査手続書) を整備し、効果的な実施を図っている。

新たに、22年度においては、「漁業災害補償関係業務に関する事務」、「情報セキュリティ対策の実施状況」、「保有個人情報の管理状況」及び「漁業信用保険業務に係る事務」についてチェックリストを作成した。また、「余裕金の運用及び管

理に関する事務」及び「資産査定及び償却・引当業務に関する事務」についてはチェックリストを更新した。

- (4) 内部監査における要改善事項のフォローアップの実施
- 20 年度に実施した内部監査における「資産査定及び償却・引当に関する事務」、「農業信用保険業務」、「農業災害補償関係業務」及び「個人情報保護に関する事務」の整理・改善を要する事項として、関係書類の一部未徴求があった。これに対しては、書類の確認欄を設ける等について 21 年度中に改善が全て図られている。また、21 年度に実施した内部監査結果に基づく改善事項等において、その後、特にフォローアップ内部監査を実施すべき事項はなかった。

22年度のフォローアップについては、漁業災害補償関係業務に関する事務について、貸付審査の適正性等に関し、内部規程が改正され取扱の明確化が図られていることを確認した。

- (5) 監査能力の向上のための取組
- 監査能力向上のため、以下のセミナー等へ職員を参加させ、内部監査の充実強化 に取り組んだ。

名称	実施時期	実施機関	参加者
第23回公会計監查機関意見交換会議	22年8月	会計検査院	内部監査担当職員1名
平成22年度評価・監査中央セミナー	22年9月	総務省行政評価局	職員2名 (うち内部監査担当職員1名)
独立行政法人セミナー	22年10月	会計監査人	職員4名 (うち内部監査担当職員2名)
第29回政府出資法人等內部監查業務講習会	22年11月8日 ~11月12日	会計検査院	内部監査担当職員1名

- 監事と内部監査部門との定例会(四半期ごとの開催)を設け、情報交換等を行った。さらに、23年3月に内部監査部門と監事それぞれの23年度監査計画を主な議題に監査手法・手続きを含めた内部監査の充実強化に係る意見交換を行った。
- 「独立行政法人における内部統制と評価について」の研究会報告(22年3月に総務省から公表)に関連して、22年7月に総務省から協力依頼があった独立行政法人の内部統制の実態把握調査について、22年6月30日現在の法人における内部統制の充実・強化を図る上での課題等の状況を回答した。

評価の指標○ 内部監査体制の充実・強化の状況

評	価	等	評	定	(理由・指摘事項等)	
					真摯な取組みが伺え、評価できる。	
			F	A	なお、セミナー等へは可能な限り、毎回複数名が参加し、その成	果を
					還元する体制を構築すべきである。	

(参考:年度計画)

業務の適正化を図るため、内部監査規程及び内部監査マニュアルに基づき、常勤監事と連携しつつ、 内部監査年度計画に従い信用基金の各業務について内部監査を適切に実施する。

また、内部監査の実施にあたっては、内部監査チェックリストを準備するとともに、指摘事項(要改善事項)のフォローアップを適切に実施する。

大項目:第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

中項目: 5 内部統制機能の強化

小項目:

中期目標 業務の適正な執行を図るため、コンプライアンス委員会において外部の有識者の専 門的知見を活用するなどコンプライアンス(法令等遵守)への取組を充実・強化する。 業務の適正な執行を図るため、コンプライアンス委員会において外部の有識者の専 中期計画 門的知見を活用するなどコンプライアンス(法令等遵守)への取組を充実・強化する。 業 務 の 実 績 (1) コンプライアンスの推進に向けた取組 22 年 4 月 22 日に策定した 22 年度コンプライアンス・プログラムに基づき、以下 のコンプライアンスの推進に計画的に取り組んだ。 ① 個人情報取扱規程に基づき、毎年4月に行うこととされている保有個人情報管 理状況チェックリストによる点検を22年4月に保有個人情報を管理する保護管理 者5名により実施したが、特に問題はなかった。 ② 情報セキュリティ規程に基づき、毎年度1回行うこととされている保有情報資 産のセキュリティ対策実施状況の点検を22年4月に最高情報セキュリティ責任者 の指示により全職員が実施した。(結果は、50項目のうち48項目で80%以上が 「はい」「概ねはい」と回答(該当なしを除く)) ○ コンプライアンスの取組み状況については、22事業年度臨時監事監査(22年11月 ~12月)及び22事業年度定例監事監査(23年5月)において、コンプライアンスの取 組みを含む内部統制などの監査が21事業年度に引き続き行われた。なお、役職員に 対する効果的・計画的なコンプライアンス研修に努める等引き続き、万全の取組み に配慮すべきことが示された。 (2) コンプライアンス・マニュアルの改善及び職員への周知 コンプライアンス・マニュアルの見直しの一環として、23 年3月に実施したコン プライアンス・チェック項目について、23年2月開催のコンプライアンス委員会で、 回答者に分かり易い設問となるよう見直しを行った。 ○ 職員への周知については、弁護士を講師として全役職員を対象としたコンプライ アンス研修を23年3月に実施した。なお、当日研修に参加できなかった役職員へは フォローアップ研修としてビデオ視聴研修を23年4月に3回実施した。 (3) コンプライアンスに係る取組状況のチェックの実施・フォロー 役員又は職員からの法令違反行為等の通報又は相談をやり易くするため、職員専 用情報サイトに電子メール専用の以下3本の窓口「コンプラホットライン」を21年 5月に設けた。 ① 法令違反行為等に関する相談又は通報窓口として【通報窓口・相談窓口】 ② 業務処理方法の効率化、経費の節減等に関する提案窓口として【業務改善提案 窓口】 ③ 職員個人情報の処理などに関する苦情及び相談窓口として【職員個人情報受付 窓口】 通報・利用の概要は

	①及び③については通報・相談等の受付実績はないが、②については「事務所内における節電の具体的対応」等の改善提案が5件あった。提案については、22年9月及び23年3月開催の業務改善委員会で審議し、審議結果等については理事長へ報告を行うとともに職員専用情報サイトの掲示板へ掲載した。
	○ 見直したチェックリストに基づき、23 年 3 月に職員に「個人向け」及びコンプライアンス管理者に「コンプライアンス管理者向け」のコンプライアンス・チェックを実施した。チェック結果については、重大な問題はなかった。また、23年 3 月開催のコンプライアンス委員会で、コンプライアンス・チェック集計結果の報告及びその改善策を審議し、審議結果については法人の長が組織にとって重要な情報等について適時的確に把握することに資するため、理事長へ報告を行うとともに職員専用情報サイトの掲示板へ掲載した。
評価の指標	○ コンプライアンスへの取組状況
評 価 等	評 定 (理由・指摘事項等) コンプライアンスの推進に向けた取組みについては評価できる。フォローアップ研修等による一層の周知徹底を期待する。

業務の適正な執行を図るため、コンプライアンス・プログラムに基づき、外部の有識者の専門的知見も活用しつつ、コンプライアンス委員会を中心にコンプライアンスの推進に向けた取組を適切に実施する。

特にコンプライアンス・マニュアルの職員への一層の周知に努めるとともに、コンプライアンス・ チェックの適切な実施・フォローに努める。

大項目:第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

中項目: 5 内部統制機能の強化

小項目:

中	期	目	標	業務の適正化を図るため、事務リスク自主点検等事務改善への取組を着実に実施する。
中	期	計	画	
				る。
業	務 0)実	績	22年9月に事務リスクについて、A 15月1日のおけれることである。
				① 各種規程の整備状況について、稟議が適正に決裁され、職員専用情報サイトの 規程集に掲載しているか
				② 契約事務について、予定価格の作成が適正にされているか
				③ 各種保証保険業務について、保険金の支払い等の証憑の徴求漏れがないか
				等について各業務部門ごとに事務リスク自主点検を行った。
				事務リスク自主点検結果については12月開催の業務改善委員会において、証憑の 徴求漏れ、約定書類の宛名不備等の改善事項について審議を行い、法人の長が組織
				は水桶は、利足音類の発名不備等の改善事項について番銭を11vi、伝入の長が組織 にとって重要な情報等について適時的確に把握することに資するため、その結果を
				理事長へ報告した。
				○ 「機密性3情報の取扱い等をまとめた手引書(情報セキュリティ対策の手引き(情報の格付け・明示と機密性3情報の取扱い))」を23年1月に作成した。
				○ 中期目標・中期計画に基づき法令等を遵守しつつ業務を行い、法人のミッション
				を有効かつ効果的に果たすため、法人の長が適切にリーダーシップを発揮できるよ
				うに、以下のような取組を行った。
				1 法人の長のマネジメント
				を開催し、理事長の指示を職員全体に徹底している。
				また、年2回中期目標・中期計画の進捗状況を管理するため期中評価(10月、
				1月に実施)を行っている。
				② 法人のミッションを有効かつ効果的に果たすことを目的とし、リスクを洗い 出すため、総括理事以下で構成される業務改善委員会において、法令遵守リス
				クに対応したコンプライアンス委員会等各リスク及びリスクへの対応体制につ
				いて、信用基金において十分か検証を行い、当面、通常想定されるリスクには
				対応していることを確認し、法人の長が組織にとって重要な情報等について適
				時的確に把握することに資するため、理事長まで報告するとともに、組織として結果を共有した。
				③ この他、法人の長が組織にとって重要な情報等について適時的確に把握する
				ことに資するため、重要な会議の結果等については、すべて理事長まで報告し
				to the state of th
				2 監事監査
				22 事業年度の日常監査並びに臨時監事監査(22 年 11 月~12 月)及び定例監事 監査(23 年 5 月)を適切に実施した。
				① 監事監査においては、信用基金の事業活動の全般について、その会計経理の

		理性、真実性及び正確性並びに業務の運営・執行の正当性、経済性・効率性										
	及	び有効性等を機動的に監査することとしている。										
	また、内部統制の強化、意思決定の透明性確保についても、必要に応じ監											
	を実施することとしている。 ② このような方針の下、法令遵守状況、中期計画等の進捗状況、随意契約の適											
	正位	化等、情報セキュリティへの取組状況を重点事項として、会計監査人等と連										
	携	しながら監査を実施し、法人の長が組織にとって重要な情報等について適時										
	的	確に把握することに資するため、理事長まで報告した。										
	3 7	なお、監査においては内部統制の強化等について改善の指摘があったことか										
	ら、	、リスク管理の点検等を行っており、信用基金の業務の適正化を図る観点の										
	更	なる対応が必要である。										
評価の指標(事務!	リスク自主点検等の実施状況										
評 価 等	評 定	(理由・指摘事項等)										
		事務リスク自主点検への取組みは一定の評価ができるが、他のチェッ										
	ъ	クシステムとの代替・補完関係の整理や全般の効率化に向けた努力を期										
	В	待する。										
		なお、事務リスクの内容やその対策等を具体的に示す必要がある。										

業務の適正化を図るため、部室が所掌する事務の自主的な点検及び職員からの業務改善提案に対する取組を適切に実施する。

大項目:第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

<u>中項目: 5 内部統制機能の強化</u> 小項目:

中期目標 役職員に対して、目標管理の導入等により適切な人事評価を行うとともに、その業 績及び勤務成績等を給与・退職金等に一層反映させることにより業務遂行へのインセ ンティブを向上させる。 中 期 計 画 役職員に対して、目標管理の導入等により適切な人事評価を行うとともに、その業 績及び勤務成績等を給与・退職金等に一層反映させることにより業務遂行へのインセ ンティブを向上させる。 業務の実績(1)目標管理の導入等による適切な人事評価の実施状況 業務遂行へのインセンティブを向上させるため、今中期計画期間中に能力評価、 目標管理を導入することとし、できる限り前倒しに、新たな人事評価制度を本格導 入するため、取り組んでいる。 22年度については、評価の試行等を行った。 (2) 業績及び勤務成績等の給与・退職金等への反映状況 役員の期末調整手当や退職手当については役員給与規程及び役員退職手当規程に より算出された額に業務実績評価結果に応じた業績勘案率を乗じて得た額を支給し ている。 評価の指標○ 目標管理の導入等による適切な人事評価の実施状況 ○ 業績及び勤務成績等の給与・退職金等への反映状況 評 価 等 評 定 (理由・指摘事項等) 目標管理の導入については、実態に即した弾力的な運用を期待する。 В なお、能力評価などにおける評価方法が示されていない。

(参考:年度計画)

業務遂行へのインセンティブの向上を目指して、業績及び勤務成績等を給与・退職金等に一層反映させるよう努める。

大項目:第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

中項目: 6 評価・分析の実施

小項目:

中期目標	事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析を実施し、その結果を着実に業務運営に反映させる。
中期計画	事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析を実施し、その結果を着実に業務運営に反映させる。
業務の実績	 (1) 事業ごとの評価・分析の実施 事業ごとに厳格な評価を行い、その結果を業務運営に的確に反映させるため、20年11月に制定した事業評価分析実施要領に基づき、評価分析を実施している。この制度においては、事業年度終了後に実施する年度評価分析に加えて、期中に2回(10月、1月)評価分析を行うとともに、理事長、副理事長、全理事、監事、総括調整役及び参事が参加する役員懇談会において、評価分析、今後の対応方針及び重要な情報等について審議し、理事長が決定することとなっており、決定した評価分析結果等については、職員へ通知し、信用基金全体で共有することとしている。 ○ 22年度の評価分析については、同要領に基づき、22年10月期及び23年1月期に期中評価分析、23年5月に年度評価分析を行うなど年3回実施し、各々の評価分析について、役員懇談会の審議を経て理事長が決定し、職員へ徹底した。 (2) 事業ごとの評価・分析結果の業務運営への反映 評価分析の結果を踏まえ、理事長の指示の下、目標管理を導入し、新たな人事評価制度の試行を23年1月から実施している。 ○ 総務省2次評価で指摘を受けた「健康保険組合の保険料に関する労使負担割合の見直し」については、23年4月分から労使折半とした。
評価の指標	○ 評価・分析の実施状況及びその結果の業務運営への反映状況
評 価 等	評 定 (理由・指摘事項等)

(参考:年度計画)

事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析を期中及び事業年度終了後に行い、その結果を着実に業務運営に反映させる。

大項目:第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

中項目: 7 情報システムの整備

小項目:

中期目標 主要な情報システムについて、コストの削減、調達における透明性の確保及び業務 運営の効率化・合理化を図る観点から、システムの見直しに努める。

併せて、信用基金における情報システムに係る情報セキュリティ水準の向上を図る。

中期計画

主要な情報システムについて、コストの削減、調達における透明性の確保及び業務 運営の効率化・合理化を図る観点から、システムの見直しに努める。

併せて、信用基金における情報システムに係る情報セキュリティ水準の向上を図る。

- 業務の実績(1)情報システムの見直しの状況
 - 22 年 10 月に、信用基金の情報システム整備、情報化等について、総合的・計画的 に推進することを目的に情報システム整備計画を制定した。

【農業信用保険業務】

○ 新農業保証保険システムのシステム開発については、従来、保険引受処理システ ムと保険金支払・回収処理システムが別々に開発された経緯があり、一体的になっ ていないため、システム運用面・保守面で非効率であること、また、「随意契約見 直し計画」において、一般競争入札若しくは企画競争入札に移行したこと等から、 システムの全面的な見直しを実施した。

総合評価落札方式による一般競争入札を実施(開札 21 年 6 月)し、オープン系シ ステムの開発業者を決定、システム開発を行い、23年3月1日から稼働している。

【林業信用保証業務】

- 林業業務システムの著作権については、システム開発時の契約から、これまでシ ステム開発業者に留保(著作権が専属で帰属)されており、信用基金は同社との使 用契約により日常業務に活用している状態であったが、22年9月、この関係を見直 し、著作権を両者の共有とすることで、信用基金自ら本件システムを複製、改変等 することができるよう、契約変更を行った。
- 林業業務システム(基幹)の各業務メニューにおける機能拡充のためのシステム 開発(全部で15機能)を行い、簡易審査システムの機能等全ての機能についてシス テムに反映し、円滑で効率的な業務の推進に努めた。
- (2) 情報システムに係る情報セキュリティ水準の向上の状況
- 22年4月に、前年度に係る保有個人情報管理状況に関する点検を実施した。(結 果は、すべて適正)
- 22 年4月に、前年度に係る情報セキュリティ対策の実施状況について自己点検を 実施した。 (結果は、50項目のうち48項目で80%以上が「はい」「概ねはい」と 回答(該当なしを除く))
- 22 年 10 月及び 23 年 3 月に、個人情報管理委員会を開催した。結果は理事長まで 報告した。(議題は、保有個人情報管理状況点検結果等)

○ 22 年 10 月及び 23 年 3 月に、情報化推進委員会を開催した。結果は理事長まで報告した。 (議題は、情報セキュリティ対策実施状況自己点検結果、情報システム整備計画、情報セキュリティ規程の改正等)
○ その他、情報セキュリティの向上のため、全部門のウィルス対策ソフトについて、サポート契約の更新等を行った。
(3) 情報システムの管理に関する基本規程の作成への取組

20 年度措置済み
○ 21 年 2 月に、信用基金における総合的な情報管理の体系を定める情報セキュリティ規程を制定し、21 年 4 月に施行した。同規程においては、①信用基金内における情報管理体制の整備、②情報の格付け及び格付けに従ったアクセス制限、情報の取扱制限等、③信用基金の情報システムに係るセキュリティ要件、対策等を定めている。(なお、個人情報取扱規程に定めていた取扱制限等のうち本規程と重複する部分については、本規程に一本化した。)

評価の指標○ 情報システムの見直しの状況
○ 情報システムの見直しの状況
○ 情報システムに係る情報セキュリティ水準の向上の状況

等

評 定

Α

価

主要な情報システムについて、コストの削減、調達における透明性の確保及び業務運営の効率化・ 合理化を図る観点から、システムの見直しに努める。

情報システムの効率化や情報セキュリティ水準の向上に向けた取組み

(理由・指摘事項等)

については評価できる。

併せて、個人情報保護、情報管理の観点から信用基金における情報システムに係る情報セキュリティの確保に努める。

大項目:第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

中項目: 8 調達方式の適正化

小項目:

中期目標

調達に係る契約については、国における取組(「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知))等を踏まえ、次の事項を着実に実施する。

随意契約見直し計画に基づき、競争性のない随意契約の一般競争入札等(競争入札 及び企画競争・公募)への移行を着実に実施する。

中期計画

調達に係る契約については、国における取組(「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知))等を踏まえ、次の事項を着実に実施する。

随意契約見直し計画に基づき、競争性のない随意契約の一般競争入札等(競争入札 及び企画競争・公募)への移行を着実に実施する。

業務の実績

- (1) 随意契約見直し計画の達成に向けた取組
- 22年度に新たに締結した契約は以下のとおりである。

(単位:件、百万円)

区	分	一般競争等		随意契約		合 計	
)J	件数	金額	件数	金額	件数	金額
19年度	実績	9	52	13	86	22	138
19千茂	構成比	41%	38%	59%	62%	100%	100%
20年度	実績	1	13	7	38	8	51
20千茂	構成比	13%	25%	88%	75%	100%	100%
21年度	実績	14	283	7	31	21	314
21十段	構成比	67%	90%	33%	10%	100%	100%
22年度	実績	8	41	0	0	8	41
44十段	構成比	100%	100%	0%	0%	100%	100%

- 注1. 支出原因に基づくもので、予定価格が工事・製造250万円、財産の購入160万円、物件の借入80万円、役務の提供100万円以上の契約を対象とした。
- 注2. 一般競争等については、企画競争、公募を含む。

れている。

- 22 年度に新たに締結した契約は、件数 8 件、金額 41 百万円で、契約形態別にみると、全てが一般競争等による契約であった。
- 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、22年4月に随意契約見直し計画を策定したが、本見直し計画において、今後、全ての契約を一般競争等競争性のある契約へ移行するこことしたが、上記の表に示したとおり22年度末においてこの見直し計画を達成した。
- このうち、22 年度に実施した一般競争は4件で、これに係る応札者数は下表のとおり、いずれも2者以上の複数者の応札となっている。 また、落札率をみると、いずれも60%台となっており、実質的な競争性が確保さ

	一般競争入	 、札に係る応札:	 者数調べ				(単位:件)	
	応札者数		2者	3者	4者	5者以上	合計	
	件数	0	0		0	3	4	
	一般競争入	札に係る落札	率調べ			(単位:件)		
	落札率	90%台	80%台	70%台	60%台	合計		
	件数	0	0	0	4	4		
	 ○ 応札者数または応募者数を増やし実質的な競争性を確保するため、周知検討期間の十分な確保、競争参加者の掘り起こし、応募条件、仕様書内容の見直し等具体的取組方針を信用基金のホームページに掲載した。(22年5月26日) (2) 情報システム等の総合評価落札方式による一般競争入札導入のためのマニュアルの作成への取組 21 年度措置済み ○ 23 年2月に本格稼働した「農業保証保険システムオープン化開発業務」に関し、21年6月に総合評価落札方式による一般競争入札を実施した。 ○ 総合評価落札方式の拡大を図るため、「総合評価による契約手続きマニュアル」を21 							
	年8月に制定した。							
評価の指標	〇 随意	契約見直し計	画の実施な	犬況				
評 価 等	評 定	(理由・指	商事項等)					
	A	随意契約	の見直しん	こついては	着実に実施	色されてい	ると評価~	できる。

随意契約見直し計画に基づき、競争性のない随意契約の一般競争入札等(競争入札及び企画競争・ 公募)への移行を着実に実施する。

大項目:第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

中項目: 8 調達方式の適正化

小項目:

中期目標	契約審査委員会の活用等により、随意契約の理由が妥当か、一般競争入札等が真に競争性・透明性が確保される方法により実施されているか等契約の適正な実施を図る。
中期計画	契約審査委員会の活用等により、随意契約の理由が妥当か、一般競争入札等が真に 競争性・透明性が確保される方法により実施されているか等契約の適正な実施を図る。
業務の実績	 契約審査会及び競争参加者資格審査委員会の開催状況 ・ 少額随契を除く随意契約を審査するため、総括理事、財務会計担当理事、総括調整役及び参事をもって構成する契約審査会は、検討すべき契約がなかったため開催していない。 ・ 競争参加者の資格を審査するため、総括理事、財務会計担当理事、総括調整役及び参事をもって構成する競争参加者資格審査委員会を開催した。(23年2月) ○ 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会を開催(23年2月)し、21年度及び22年度に締結した契約を対象に、一者応札・一者応募の改善等の点検を行うとともに、21年度に実施した随意契約は22年度は一般競争入札等に移行した。
評価の指標	○ 適正な契約の実施状況
評 価 等	評 定 (理由・指摘事項等) 契約監視委員会の開催など適正な契約に向けた取組みについては評価 できる。

(参考:年度計画)

契約監視委員会及び契約審査委員会の活用等により、随意契約の理由が妥当か、契約価格が妥当か、一般競争入札等が真に競争性・透明性が確保される方法により実施されているか等契約の適正な実施を図る。

大項目:第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

中項目: 8 調達方式の適正化

小項目:

中期目標	随意契約見直し計画を踏まえた取組状況をウェブサイトに公表し、フォローアップ を実施する。								
中期計画	随意契約見直し計画を踏まえた取組状況をウェブサイトに公表し、フォローアップ を実施する。								
業務の実績	の 実 績 ○ 契約情報取扱公表要領に基づき、予定価格が一定額を超える契約について、契締結日から 10 日以内に公表している。 【公表する契約】 工事又は製造の場合は予定価格 250 万円以上、財産の購入の場合は予定価格 16 万円以上、賃貸の場合は予定価格 80 万円以上、その他役務の場合は予定価格 16 万円以上 ○ 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成 21 年 11 月 17 日閣 決定)に基づき、随意契約見直し計画(22 年 4 月)及び契約監視委員会の議事概要(5 年 3 月)を信用基金のホームページに掲載している。								
評価の指標	○ 随意契約見直し状況の公表及びフォローアップの状況								
評 価 等	評定 (理由・指摘事項等) A 契約監視委員会の議事概要の公表などについては評価できる。								

(参考:年度計画)

随意契約見直し計画を踏まえた取組状況をウェブサイトに公表し、フォローアップを実施する。

大項目:第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

中項目: 8 調達方式の適正化

小項目:

中期目標 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェッ クを受ける。

中期計画 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェッ クを受ける。

- 業 務 の 実 績 (1)会計監査人による監査の実施状況
 - 会計監査人による期中監査(22年10月4日~8日及び12日~15日並びに23年 2月14日~18日及び3月7日~11日)、期末監査(23年4月5日~6日及び5月 19日~6月7日)及び理事長等とのディスカッション(22年11月25日)が以下の とおり実施された。
 - ① 期中監査

各勘定ごとに22年4月から23年2月までの期中取引について、各種証憑類の 金額突合等により、取引の実在性、帳簿記入の正確性、内部統制の有効性等につ いての検証が行われたが、特段の指摘はなかった。

また、農業保証保険システム、林業業務システム、漁業保証保険システムの概 況に関する監査により、各情報システムに関する全般統制及び業務処理統制につ いて検証が行われたが、特段の指摘はなかった。

② 期末監査

資産の実在性を確かめるため、各勘定ごとに現金、預金通帳・証書、有価証券、 切手印紙類について、現物の実査が実施されるとともに、相手方に対しての残高 確認が行われ、実在性が確認された。

また、各勘定ごとに23年3月の期中取引及び決算整理事項について、各種証憑 類の金額突合等により、取引の実在性、帳簿記入の正確性、内部統制の有効性等 についての検証が行われたが、特段の指摘はなかった。

なお、22年度決算より資産除去債務に関する会計基準が適用されることに伴い、 賃借している事務室の現状回復費用について検討したが、金額が少額で重要性に 乏しいため資産除去債務は計上しないこととした。また、「独立行政法人の事務・ 事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)による低利預託原資 貸付業務(農業・漁業)の廃止、低利預託原資貸付業務(林業)の再設計及び農 業災害補償関係業務の見直しに伴う不要資産の国庫納付並びに後発事象(23年4 月における保有有価証券の売却)を注記することとした。

③ 理事長等とのディスカッション

会計監査の実施に際しての監査リスクの特定・評価に役立て、効率的な会計監 査の実施につなげることを目的として、信用基金の概要、運用方針及び内部統制 に対する取組みや運営上の課題、財務諸表に重要な影響を与える不正及び誤謬等 の発生状況及びその防止についての取組状況等について、理事長等とのディス カッションが行われた。

- (2) 監事による監査の実施状況
- 監事による22事業年度の日常監査、臨時監査、定例監査及び理事長等とのディス カッションが以下のとおり実施された。

① 日常監査

監事が役員懇談会その他重要な会議に出席するとともに重要な決裁書類の稟議 過程において日常的に監査が行われた。

② 臨時監査

臨時監査(現物実査:22年10月1日、4日、本監査:11月4日~5日、8日、16日及び12月6日~10日)が実施された。今回の臨時監査では、年度計画及び法令等遵守に加え、主として内部統制の取組み、情報システム・情報セキュリティの取組み、過去の外部検査・監事監査結果への対応状況等の事項について検討が行われた。この結果を受け、23年1月に監事から、理事長以下理事等に対し講評が実施され、上半期の事業実績は概ね目標達成に向けた取組みが進められているものと認められるが、引き続き役職員一体となった取組みを期待する等の臨時監事監査報告書が提出された。

③ 定例監査

定例監査(現物実査:23年4月4日、5日、本監査:5月10日~16日及び同月23日~27日)が実施され、重要な決裁書類等を確認し、各部門責任者からは業務処理の状況を聴取及び必要に応じて書面、証憑書類等の提出を求める等により主要な業務及び財産の状況を監査し、財務諸表、利益の処分又は損失の処理に関する書類、決算報告書、事業報告書が適正に作成されていること、役職員の職務遂行に関する不正の行為又は関係諸法令に違反する重大な事実は認められないこと、会計監査人による監査の方法及び結果は相当であること等の監査結果が示された。

④ 理事長等とのディスカッション

監事と理事長等とのディスカッションは、22 事業年度臨時監査については 22 年9月に監査の実施方法等について、23 年1月に同結果の取りまとめについて、また、22 事業年度定例監査については 23 年 3 月に 23 年度監事監査計画等について、23 年 6 月に同結果の取りまとめについて実施された。

- 監事監査実施要領第12条に基づいて、契約に関する決裁文書の稟議過程において、 契約の適切性等をチェックしている。
- (3) 監事と会計監査人とのディスカッションの実施状況
- 監事と会計監査人とのディスカッションが22年10月、23年4月に22年度期中監査の計画及び実施状況等について、23年6月に22年度監査結果の取りまとめについて実施された。

評価の指標○ 入札・契約についての監事及び会計監査人による監査の実施状況

(参考:年度計画)

監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける。

大項目:第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため

とるべき措置

中項目: 1 事務処理の迅速化

小項目:

中 期 目 標 保険引受審査・保険金支払審査、納付回収金の受納、貸付審査等の業務内容に応じ、 利用者の利便性の向上に資する観点から、標準処理期間内に案件の8割以上を処理す る。

中 期 計 画 保険引受、保険金支払審査、納付回収金の受納、貸付審査等の業務内容に応じ、利 用者の利便性の向上に資する観点から、以下の標準処理期間内に案件の8割以上を処 理する。なお、処理期間の検証を行い、必要に応じて見直す。

ア 保険通知の処理・保険料徴収 月次処理

イ 保険金支払審査 27日 ウ 納付回収金の受納 月次処理 工 保証審査 7日 才 代位弁済 150日

カ貸付審査

農業長期資金 償還日と同日付貸付 月3回 (5のつく日) 農業短期資金

林業 3 目

償還日と同日付貸付 漁業長期資金

漁業短期資金 8日

- 業務の実績 │○ 各業務に関し、実際の全処理件数に対する標準処理期間内に処理された件数の割 合は、以下のとおりであり、1項目で8割(目標)未満となったが、他はすべて目 標を上回る結果となった。今後とも処理の迅速化に努める。
 - 林業信用保証業務における代位弁済については、標準処理期間の 150 日を超えた ものは 13 件であるが、このうちの8件については、金融機関が被保証者支援を継 続していたため、期間内に代位弁済の実行に至らず、標準処理期間を超えたもので ある。

なお、これを除いた場合の処理割合は、89.4%(42件/47件)となる。

(処理状況) (単位:件)

	区 分	全処理件数(A)	標準処理期間 内の処理件数 (B)	標準処理期間 内の処理割合 (B÷A)
	保険通知の処理・保険料徴収	83, 197	83, 122	99.9%
農業信用	保険金支払審査	2, 371	2, 371	100.0%
保険業務	納付回収金の受納	68, 208	68, 208	100.0%
体质未纺	農業長期資金の貸付審査	141	141	100.0%
	農業短期資金の貸付審査	88	88	100.0%
林業信用	保証審査	1,673	1, 509	90.2%
保証業務	代位弁済	55	42	76.4%
水 亚未伤	貸付審査	43	43	100.0%
	保険通知の処理・保険料徴収	40, 506	40, 506	100.0%
漁業信用	保険金支払審査	107	107	100.0%
保険業務	納付回収金の受納	9, 915	9, 915	100.0%
	漁業長期資金の貸付審査	350	350	100.0%
	漁業短期資金の貸付審査	8	8	100.0%

- 標準処理期間の検証を以下のとおり行った。
- 審査の適切性の観点等から、昨年度実績及び現在までの実績を検討した結果、これ以上の短縮は現時点では困難であるが、引き続き検討を進める。

<u></u>	項目	標準処理期間の見直しの検討
P	保険通知の処理・保険料 徴収 ・標準処理期間 月次処理 ・22年度実績 月次処理	保険通知の処理は基金協会の前月引受分について一括で処理し、この処理により速やかに保険料徴収を行っているが、これを変更することは基金協会のシステムを大幅に変更することになりコスト面で困難であること及び基金協会の事務処理の増大を伴うことから現行通りの対応が必要である。
イ	保険金支払審査 ・標準処理期間 27日 ・22年度実績 農業:18.8日 漁業:14.2日	保険金の支払いは、法令等により受付の日から30日以内に支払うこととされているところ、3日前倒して標準処理期間を設定している。22年度は、事前協議を多く実施したことから、平均支払期間が農業にあっては18.8日、漁業にあっては14.2日となったものであり、免責審査での証拠書類等の徴求に時間を要することを考慮すると、27日の処理期間が必要である。
ウ	納付回収金の受納 ・標準処理期間 月次処理 ・22年度実績 月次処理	納付回収金受納の処理は、基金協会の事務負担も考慮して月次処理とし、回収金納付期限を月の下旬に定め、月1回の処理としているところであり、現行どおりの対応が必要である。
工	保証審査 ・標準処理期間 7日 ・22年度実績 林業:4.4日	22年度は21年度に引き続き、臨時措置であるフォレストパートナー保証による保証案件が増加するなか、標準処理期間内に9割超の処理ができたものの、約1割は7日を超えている。新規案件に係る事業・財務内容等の確認時間及び増額案件や財務悪化先に係る担保・分割弁済交渉時間の増加、審査協議件数の増加などにより、事務処理期間が長期化するものが見受けられることから、今後とも標準処理期間は7日を維持するが、標準処理期間内での処理に努める。
		22年度平均処理日数4.4日(7日を超えた案件:164件(9.8%))
才	代位弁済 ・標準処理期間 150日 ・22年度実績 林業:97.6日	代位弁済時に加算金が生ずることがあるため、金融機関の要請により150日を超える場合もあることから、これらを除き標準処理期間内で処理に努める。 22年度平均処理日数 平均 97.6日 (150日を超えた案件:13件(23.6%))
力	貸付審査	
	農業長期資金 ・標準処理期間 償還日と同日付貸付 ・22年度実績 償還日と同日付貸付	審査は貸付前に済ませており、償還日と同日付で貸し付けており、これ以上短縮できない
	農業短期資金 ・標準処理期間 月3回 (5のつく日) ・22年度実績 月3回 (5のつく日)	短期資金については、基金協会の代位弁済の支払財源として貸し付けるもので、融資機関は延滞発生から原則3ヶ月を経過した後でないと基金協会に対する代位弁済の請求権は発生しないため、借入申込の締切日までに申し込まれた案件について、月3回(5のつく日)の貸付けで対応は可能である。また、基金協会から更なる迅速化の要望もない。
	林業 ・標準処理期間 3日 ・22年度実績 1.8日	22年度の処理期間は2日以内が100%となったが、受付のタイミングや案件の内容により3日かかるものが想定されることから、今後とも標準処理期間としては3日を維持するが、出来るだけ2日以内とするよう迅速な事務処理に努める。
	漁業長期資金 ・標準処理期間 償還日と同日付貸付 ・22年度実績 償還日と同日付貸付	審査は貸付前に済ませており、償還日と同日付で貸し付けており、これ以上短縮できない。
	漁業短期資金 ・標準処理期間 8日 ・22年度実績 5.3日	22年度の平均処理期間は、5.3日であったが、受付のタイミングや 案件の内容により、処理に8日かかる案件も想定されていることか ら、今後とも標準処理期間として8日は必要である。

評	価の	指 標	0	標準	処理期間内の事務処理の達成度合(8割以上)
評	価	等	評	定	(理由・指摘事項等)
					目標を達成できなかった項目に関する事情・背景は理解でき、事務処
			1	4	理は標準処理期間内に概ね行われていると評価できる。
					目標達成に向けて、一層の努力を期待する。

(参考:年度計画)

保険引受、保険金支払審査、納付回収金の受納、貸付審査等の業務内容に応じ、利用者の利便性の 向上に資する観点から、以下の標準処理期間内に案件の8割以上を処理する。なお、処理期間の検証 を行い、必要に応じて見直す。

ア 保険通知の処理・保険料徴収 月次処理

イ 保険金支払審査27 日ウ 納付回収金の受納月次処理エ 保証審査7 日オ 代位弁済150 日

カ 貸付審査

農業長期資金 農業短期資金 関3回(5のつく日)

林業 3日

漁業長期資金 償還日と同日付貸付

漁業短期資金 8日

大項目:第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため とるべき措置

1 事務処理の迅速化 中項目:

小項目:

中 期 目 標 基金協会等関係機関との間で、保険引受審査、保険金支払審査等に係る情報の共有、 意見調整を着実に行う。

中 期 計 画 基金協会等関係機関との間で、保険引受、保険金支払審査等に係る情報の共有、意 見調整を着実に行う。

業務の実績【農業信用保険業務】

- 基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議
 - ・ 保証要綱等の制定・改正を行う基金協会について、基金協会からの資料提出及 び対面により協議を実施した。(107 協議) (21 年度 66 協議)
- 大口保険引受案件等の事前協議
 - ・ 大口保険引受案件についてすべて事前協議を実施し、件数は 534 件(条件変更 含む。) であった。(21年度600件)
 - ・ 大口保険引受案件等に係る事前協議時においては、必要に応じ、基金協会と対 面での協議を実施した。(7協会)(21年度11協会)
 - 部分保証とした農業経営負担軽減支援資金5件、家畜飼料特別支援資金32件、 畜産経営維持緊急支援資金 115 件について基金協会と事前協議した。(21 年度は、 農業経営負担軽減支援資金2件、畜特資金1件、家畜飼料特別支援資金116件)
- 大口保険金請求案件の事前協議
 - 大口保険金請求対象案件について事前協議を実施した。
 - 基金協会から提出された協議資料の内容について記載事項及び免責事項の検証 を行っており、代位弁済の妥当性や回収見込み等について当該基金協会との間で 認識の共有に努めることにより、適切な代位弁済の実施を図っている。
- 求償権に関する情報の共有
 - ・ 現地協議において、保険金残高が1千万円以上の大口求償債務者の回収見込額 及び回収経過についてヒアリングを行い、情報の共有に努めることにより、求償 権回収の推進を図った。(現地協議実施協会:延べ9協会)(21年度延べ9協会)

【漁業信用保険業務】

- 大口保険引受案件等の事前協議
 - ・ 大口保険引受案件についてすべて事前協議を実施し、件数は52件であった。(21 年度 48 件)
 - ・ 大口保険引受案件に係る基金協会との事前協議に際し、基金協会から提出され た協議資料の内容について照会・確認しながら協議を実施している。協議結果に ついては、必要に応じ保証条件等に係る申し送り事項を付し当該基金協会との間 で認識の共有に努める体制を構築している。(申し送り案件:0件)(21年度2
 - ・ 大口保険引受案件の事前協議を通じて得られた情報、信用基金が有するノウハ

ウを各基金協会にフィードバックすることにより、基金協会の保証審査能力の向 上を図っている。 大口保険金請求案件の事前協議 大口保険金請求対象案件について、すべて事前協議を実施した。 基金協会から提出された協議資料の内容について記載事項及び免責事項の検証 を行っており、代位弁済の妥当性や回収見込み等について当該基金協会との間で 認識の共有に努めることにより、適切な代位弁済の実施を図っている。 ・ 事前協議及び保険金支払いに係る審査を通じて得られた情報及び知見について 整理・蓄積し、活用することによって、事故の回避、損害の抑制等、中小漁業融 資保証保険制度の適切な運営及び改善が図られた。 ○ 求償権に関する情報の共有 ・ 基金協会から 22 年 3 月末現在の「求償権分類管理表」及び 22 年 9 月末現在の 「求償権回収進捗状況表」の提出を受け、回収見込額及び回収経過等についての 情報の共有に努めている。(個別協議実施協会:延べ35協会) (21年度延べ26 協会) ・ 求償権分類管理表等の共有により、求償権の回収目標額等を明確にすることで 基金協会の求償権回収の促進が図られている。 評価の指標 ○ 基金協会等関係機関との情報の共有、意見調整の状況 評 価 等 評 定 (理由・指摘事項等) 事前協議の実施など、手続きとしては目標を達成できている。 Α

(参考:年度計画)

農業信用保険業務において、基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議を実施するとともに、 大口保険引受案件及び大口保険金請求案件の事前協議を実施する。

漁業信用保険業務において、基金協会との大口保証引受案件及び大口保険金請求案件についての事 前協議や求償権に関する情報の共有化を実施する。

大項目:第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため とるべき措置

中項目: 1 事務処理の迅速化

小項目:

中期目標	専決権限の弾力化、意思決定や業務処理の方法の見直しを行う。
中期計画	専決権限の弾力化、意思決定や業務処理の方法の見直しを行う。
業務の実績	【農業信用保険業務】 ○ 22 年 4 月に農業信用保証保険法の改正が実施され、融資保険対象機関に銀行、信用金庫及び信用協同組合が追加されたことに伴い、事務処理の効率化に配慮しつつ、業務方法書の一部改正、農業保証保険約款の一部改正、農業融資保険約款の制定・廃止を行うとともに、農業保険取扱要領の一部改正を行った。なお、これらの改正に伴い、法人文書決裁規程の一部改正を行い、銀行等を対象とした融資保険の事務処理等の決裁権限を総括理事等へ委任するなど、意思決定の迅速化を図り、専決権限の弾力化を行った。
	【林業信用保証業務】 ○ 業務の外部委託については、15 年度以降、求償権回収業務の一部を債権回収業者(サービサー)に委託してきており、22 年度当初においては、3 社と委託契約を行い、外部委託を活用した取組みを推進し、業務の効率化等を図っている。 【漁業信用保険業務】 ○ 22 年4月に「漁業保証保険取扱要領」を改正し、回収業務における基金協会が優先取得出来る費用を明確化し、事務処理の迅速化が図られた。
評価の指標	○ 専決権限の弾力化、意思決定や業務処理の方法の見直し状況
評 価 等	評 定 (理由・指摘事項等) 銀行等を対象とした融資保険業務に係わる専決権限の弾力化等は一定 の評価ができるが、一層の努力を期待する。

(参考:年度計画)

事務手続の明確化・簡素化など、業務処理の方法の見直しを行う。

大項目:第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため とるべき措置

中項目: 2 国民一般や利用者に対する情報開示の充実及び利用者の意見の反映

<u>小項</u>目:

中	期	目	標	信用基金の業務の必要性、役割及び農林漁業者の事業活動への効果や成果について、
				国民一般や利用者を対象に、図表なども含めて分かりやすい形で幅広く周知するなど
				情報開示の充実を促進する。

中期計画

信用基金の業務の必要性、役割及び農林漁業者の事業活動への効果や成果について、 国民一般や利用者を対象に、図表なども含めて分かりやすい形で幅広く周知するなど 情報開示の充実を促進する。

- 業務の実績 (1) ホームページ等における情報の充実の状況
 - ホームページアクセス分析において、毎年度アクセスの多い、契約関連情報の ページについて、利用者により分かり易く情報提供できるように、入札公告のペー ジと契約公開事項のページを分割する改修を行った。(22年4月1日)
 - その他ホームページの更新等を82回行った。主な内容は下記のとおり。

事 項	掲載日
「林業・木材産業信用保証ご利用のご案内」(パンフレット)を掲載	6月7日
「林業・木材産業経営安定化保証のご案内」(パンフレット)を掲載	6月7日
「農業信用保証保険のご案内」(パンフレット)を掲載	6月18日
「農業融資保険の利用について(融資機関の皆様へ)」(パンフレット)を掲載	6月18日
林業部門において、林材業の業況動向調査(平成22年度上期)の結果を公表	7月27日
林業部門において、年末の資金相談に応えるため、資金繰りについての相談を承る旨の	12月9日
お知らせをHPに掲載するとともに、12月29日及び30日についても相談窓口を開設し顧客対応	12月9日
林業部門において、林材業の業況動向調査(平成22年度下期)の結果を公表	12月24日
林業部門において、フォレストパートナー保証の受付期限について掲載	1月5日
林業部門において、霧島山(新燃岳)の噴火活動に係る林業・木材産業者の資金の相談・	2月1日
照会に係る相談窓口の設置について掲載	2月1日
林業部門において、3月11日に発生した東日本大震災に係る被災者へのお見舞いとともに、	2 日 1 4 日
林業・木材産業者の資金の相談・照会に係る相談窓口の設置について掲載	3月14日
農林水産省のホームページに、福島第1原子力発電所事故による農畜水産物等への影響に	2 日 24 日
関するポータルサイトが開設された旨のお知らせを掲載するとともにリンクを設定	3月24日

- (2) 迅速な情報の提供(1週間以内の更新)
- 公表すべき事項は下記のとおりすべて1週間以内に掲載した。

事 項	基準日	掲載日
業務方法書の変更	4月9日	4月12日
役職員の報酬・給与	6月30日	6月30日
独立行政法人評価委員会の評価結果(農林水産省)	8月31日	9月2日
独立行政法人評価委員会の評価結果(財務省)	9月17日	9月17日
平成20事業年度評価結果の主要な反映状況	9月29日	9月29日
平成21年度決算及び財務諸表	9月30日	10月1日
役員給与規程及び職員給与規程改正	1月28日	1月28日
第二期中期目標の変更	3月30日	3月30日
平成23年度年度計画	3月28日	3月31日

(3) アクセス分析の実施

○ 22 年度のホームページアクセス件数は、55,062 件(21 年度 81,596 件)であった。21 年度は、経済危機対策に伴う緊急保証関係、役員の公募など、当信用基金に対する関心が高まったことからアクセスが急増したと考えられるが、22 年度は例年並みのアクセスとなった。

なお、利用者からの要望、意見等はなかった。

○アクセス件数 (単位:件)

区 公	21年度	22年度	増減	(参	考)
	(A)	(B)	(B/A)	19年度	20年度
アクセス件数	81, 596	55, 062	67. 5%	53, 574	61, 469

○ ホームページで提供する情報の一層の充実を図るため、アクセスした閲覧者の検索ワード、コンテンツごとのアクセス件数の把握などアクセス内容の分析を行った。この結果、利用者に人気のあるページは、契約関連情報や信用基金の業務内容に関するコンテンツであることが判明した。今後、人気のあるページをより見やすく分かりやすい内容にするなど、利用しやすいホームページとなるように改善を図っていくこととした。

○アクセスの多いページ(分析例 22年度)

<u> </u>	
ページの内容	プレビュー数
契約関連情報	80, 259
農業信用保証保険制度のご案内(パンフレット)	39, 023
農業融資保険の利用について(パンフレット)	34, 574
農業機関誌22年3号	22, 094
信用基金パンフレット	11, 645

- ホームページアクセス分析において、毎年度アクセスの多い、契約関連情報のページについて、利用者により分かり易く情報提供できるように、入札公告のページと契約公開事項のページを分割する改修を行った。(22年4月1日)
- 23 年 3 月開催の情報化推進委員会において、ホームページのより一層の充実を図るため、ホームページアクセス分析結果、掲載内容等について意見交換等を行った。 意見交換の結果については、民間調査機関が行った調査によっても高い評価を得ていることから、現在のフレームを維持しつつ、更新していくこととした。
- (4) 各業務における情報提供

【農業信用保険業務】

○ 機関誌「農業信用保証保険」により、農業信用保険の保険引受、保険金支払・回収状況といった業務に関する情報や、経済・金融動向、農業情勢などの一般情報を提供するほか、「農業信用基金協会の現状と課題」について基金協会からの情報を掲載した。

このほか、農業信用保証保険事業の動向や当該年度の特徴を取りまとめた「農業信用保証保険年報」の発行、当信用基金の農業部門の保険事業の概況を取りまとめた「保険事業概況」を作成した。

【林業信用保証業務】

○ 都道府県主催の林業金融関係の協議会、業界団体の会合等へ積極的に参加して業務説明するとともに、パンフレットの活用、業界新聞等への広告掲載等により P R 活動を推進した。また、6月に「都道府県信用基金担当者及び相談員会議」を実施し、参加者に対して臨時措置であるフォレストパートナー保証等についての情報提供を行った。

【漁業信用保険業務】

	険業務	○ 事業概要をとりまとめた「業務報告書」を作成し、配布した。また、漁業信用保 険業務に関し、引受・弁済・回収状況等をとりまとめた「業務統計年報」を作成し、 配布した。			
評価の指標	() ホー.	ムページ等における情報の充実の状況			
評 価 等	評 A	(理由・指摘事項等) ホームページ等における情報公開の充実については、民間調査機関から高評価を受けていることからも、評価できる。 他方、アクセス分析については、その結果をどのように活用するかが 重要である。			

(参考:年度計画)

信用基金の業務の必要性、役割及び農林漁業者の事業活動への効果や成果について、ホームページを活用して、国民一般や利用者を対象に、図表なども含めて分かりやすい形で幅広く周知するなど情報開示の充実を促進する。

各業務において、保険引受等の情報・データの取りまとめ、基金協会等関係機関への提供、パンフレット等を活用したPR活動の推進などの情報提供に取り組む。

<u>大項目:第2</u> 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため とるべき措置

中項目: 2 国民一般や利用者に対する情報開示の充実及び利用者の意見の反映

小項目:

中期目		金の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・業務内容等適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底する。
中期計		金の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・業務内容等適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底する。
業務の実	を掲載 ① 財 料を ② 決 ③ 事	内容等の一層の透明性の確保をするため、ホームページにおいて以下の情報した。 没能表について、セグメント毎の財務諸表と併せて決算概要を説明をした資 掲載。 算情報について、経年比較や財務分析指標を掲載。 業報告書において、セグメント事業損益の経年比較・分析、セグメント総資 経年比較・分析、セグメント毎の財源構造、セグメント毎の財務データ及び 実績報告書と関連付けた事業説明を掲載。
評価の指	標 〇 セグ	メント情報の開示の状況
評 価	等 評 A	(理由・指摘事項等) セグメント情報の開示状況については、目標を達成できている。

(参考:年度計画)

信用基金の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、ホームページを活用して、決算情報・業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底する。

大項目:第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため とるべき措置

中項目:2国民一般や利用者に対する情報開示の充実及び利用者の意見の反映小項目:

中期	目	標	特定独立める。	立行政法人に準じ、その職員の勤務時間その他の勤務条件を公表するよう努
中期	計	画	特定独立める。	立行政法人に準じ、その職員の勤務時間その他の勤務条件を公表するよう努
業務の	か 実	績	O 20	措置済み 年4月から、信用基金のホームページに掲載している。一般的な就業規則であり、 反響は見当たらない。
評価の	か 指	' 標	〇 職員(の勤務条件の公表状況
評 信	Ш	等	評 A	(理由・指摘事項等) 既に措置済みであり、評価できる。

(参考:年度計画)

職員の勤務時間その他の勤務条件を規定した就業規則を公表する。

大項目:第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため とるべき措置

中項目: 2 国民一般や利用者に対する情報開示の充実及び利用者の意見の反映

小項目:

中期目標	信用基金の利用者の意見募集を幅広く定期的に行い、業務運営に適切に反映させる。
中期計画	アンケート調査等の実施により、信用基金の利用者の意見募集を幅広く定期的に行い、業務運営に適切に反映させる。また、苦情への適切な対応を行う。
業務の実績	(1) アンケートの実施及び業務への反映状況
	【農業信用保険業務】 ○ 基金協会及び農林中央金庫の代表を構成員とする「農業信用保険運営協議会」を 22 年 6 月及び 23 年 3 月に開催し、21 年度決算、中期目標及び中期計画の変更案、 23 年度年度計画並びに農業信用保険業務の状況等について説明し、意見交換を行った。
	○ 基金協会を通じ、全国 106 農協に対するアンケート調査及び保証利用金融機関に対するアンケート調査を 22 年 12 月に実施した。なお、当該調査のとりまとめ結果について、関係機関に配布する予定。
	【林業信用保証業務】 ○ 6月及び12月に林業・木材産業者を対象に「林材業の業況動向調査」を実施した。売り上げや資金繰り、設備投資等の実績と見通しについては、22年6月よりも12月実施において若干の回復の兆しがあるとの結果となった。これらの結果を速やかにとりまとめ、林業者等が現在の景気低迷による経営上直面する課題や関心事項等を把握することにより、資金需要に応じた保証拡大に向けての業務の参考にするとともに、信用基金ホームページに掲載するほか、保証利用者、都道府県及びマスコミに配布して情報の共有を図った。
	【漁業信用保険業務】 ○ 漁業関係団体、農林中央金庫及び(社)漁業信用基金中央会を構成員とする「漁業信用保険連絡協議会」を22年7月に開催し、21年度決算や漁業信用保険業務の現況等について説明し、意見交換を行った。
	○ 22 年 7 月~11 月に開催された基金協会主催のブロック会議に出席し、21 年度決算 や漁業信用保険業務の現況等について説明し、意見交換を行った。
	(2) 苦情への対応状況 ○ 22年度は、苦情に該当するような事案はなかった。
評価の指標	○ アンケートの実施及び業務への反映状況○ 苦情への対応状況

評	価	等	評	定	(理由・指摘事項等)
					アンケート調査の業務への反映について、具体的成果を例示すべきで
			E	2	ある。
			L	,	また、意見交換の概要や調査結果の公表時期、社会的な反応等につい
					ても記載すべきである。

(参考:年度計画)

アンケート調査等の実施により、信用基金の利用者の意見を聴取するとともに、潜在的利用者等についても意向を把握し、業務運営に適切に反映させるよう努める。また、独立行政法人農林漁業信用基金苦情対応要領に基づき、苦情への適切な対応を行う。

大項目:第3 財務内容の改善に関する事項

中項目: 1 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定

小項目:

中期目標 保険料率・保証料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、農林漁 業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。

ア 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務について、業務収支の改善に向け、制 度資金の政策効果の発揮や農業者・漁業者の負担増加にも配慮しつつ、保険事故 の発生状況や保険収支の実績等に関する保険料率算定委員会での検討結果を踏ま え、平成20年度から保険料率の見直しを実施する。

中期計画

保険料率・保証料率については、農林漁業の特性を踏まえつつ、引受審査能力の向 上等により事故率が過大とならないよう適正な業務運営を行うことを前提として、リ スクを勘案した水準に設定する。

① 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務について、業務収支の改善に向け、制 度資金の政策効果の発揮や農業者・漁業者の負担増加にも配慮しつつ、保険事故 の発生状況や保険収支の実績等に関する保険料率算定委員会での検討結果を踏 まえ、平成20年度から保険料率の見直しを実施する。

業務の実績

【農業信用保険業務】

20 年度措置済み

○ 18年度の保険料率算定委員会と19年度の農業信用保証保険事業・組織問題検討会(3 回開催)における検討、主務省評価委員会における審議を経て、20年3月に業務方法 書の変更の主務大臣認可を得て、リスクを勘案した保険料率の改定が行われ、20年7 月の新規引受分から新たな保険料率を適用した。

【漁業信用保険業務】

|20 年度措置済み|

○ 独立行政法人整理合理化計画を踏まえ、制度資金の効果の発揮や漁業者負担の激変 緩和など、政策的に配慮しつつ、事業交付金措置や厳正な引受審査等の収支改善努力 と併せて収支が均衡するよう、20年3月に業務方法書を主務大臣の認可を得て変更し 保険料率の改定を行い、20年4月の新規引受分から新たな保険料率を適用した。なお、 保険料率を引き下げた「生活資金」については、20年度以降、保険引受額が増加して いる。

評 価 の 指 標 │○ 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務における平成20年度の保険料率の見直し 状況

評 価 等

評 定

(理由・指摘事項等)

Α

料率の見直しについては既に措置済みである。 震災後における見直しについても、今後、議論してほしい。

(参考:年度計画)

保険料率・保証料率については、農林漁業の特性を踏まえつつ、引受審査能力の向上等により事故 率が過大とならないよう適正な業務運営を行うことを前提として、リスクを勘案した水準に設定す る。

大項目:第3 財務内容の改善に関する事項

中項目: 1 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定

小項目:

中 期 目 標 保険料率・保証料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、農林漁業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。 イ 上記アの見直しの実施後においても、引き続き、業務収支の状況や保険料率・保証料率水準を点検し、必要に応じて、リスクを勘案して保険料率・保証料率の見直しを行う。 中 期 計 画 保険料率・保証料率については、農林漁業の特性を踏まえつつ、引受審査能力の向

保険料率・保証料率については、農杯漁業の特性を踏まえつつ、引受番食能力の同上等により事故率が過大とならないよう適正な業務運営を行うことを前提として、リスクを勘案した水準に設定する。

上記①の見直しの実施後においても、引き続き、業務収支の状況や保険料率・保証 料率水準を点検し、必要に応じて、リスクを勘案して保険料率・保証料率の見直しを 行う。

業務の実績

【農業信用保険業務】

○ 22年度において、以下のとおり保険料率算定委員会を開催した。

保険料率算定委員会(農業信用保険業務)

実施時期	検討内容	検討結果
23年1月 及び3月	料率の基礎とした理論値」 と「21年度保険事業実績を	「農業経営維持資金」、「農業運転資金」及び「農業施設資金」について乖離がみられたが、「農業経営維持資金」及び「農業運転資金」は原油価格・飼料価格の急騰等が影響したものと考えられること、「農業経営維持資金」については21年度の事故率が大幅に低下及び「農業施設資金」については事故率が低下傾向であるが、永続的なものであるか更に見極める必要があること等から、今後も経済情勢、農業情勢などの変化による保険引受、回収、保険金支払等の保険事業の推移を見守りつつ、主務省と協議しながら総合的に検討を行っていくこととした。

【林業信用保証業務】

○ 22年度において、以下のとおり保証料率算定委員会を開催した。

保証料率算定委員会(林業信用保証業務)

実施時期	検討内容	検討結果
23年3月	19年度の保証料率改訂時の 考え方に即して、最近の実 績を加味した理論値と保証 引受に基づく実績値等につ いて比較を行い、これらに 影響を及ぼしている要因に ついて分析を行った。	れ、今後の代位弁済の増加から保証料率適用の引上げ方向へ の影響が見込まれること、

【漁業信用保険業務】

○ 22 年度において、以下のとおり保険料率算定委員会を開催した。

保険料率算定委員会 (漁業信用保険業務)

実施時期	検討内容	検討結果
23年3月	「20年4月に改正した保険料率の基礎とした理論値」と「21年度保険事業実績を加えて算定した理論値」について比較分析を行った。	両理論値に若干の乖離がみられた。これは20年度に遠洋まぐろはえ縄漁業において多額の代位弁済が発生したこと等に起因したものであり、21年度は多額の代位弁済が発生しなかったことや、漁業緊急保証対策の実施により保証保険引受額が増加し、単年度の保険収支は、20年度と比し改善しており、また、22年度においても保険収支の改善が見込まれること等から、新たなリスクの要因とは考えられず現時点においては、保険料率は据置くこととし、引続きその状況を注視することとした。

評価の指標 O 保険料率・保証料率算定委員会の開催及び保険料率・保証料率の見直しの検討状況

評	価	等	評	定	(理由・指摘事項等)
					料率の見直しについては一定の評価ができる。
			В		制度の長期的な安定を考える観点から、事故率と料率の乖離を精査す
			1)	るとともに、震災後における料率を見直すことについても総合的かつ慎
					重に取組む必要がある。

(参考:年度計画)

保険料率・保証料率については、農林漁業の特性を踏まえつつ、引受審査能力の向上等により事故率が過大とならないよう適正な業務運営を行うことを前提として、リスクを勘案した水準に設定する。

このため、引き続き、業務収支の状況や保険料率・保証料率水準を点検し、必要に応じて、リスクを勘案して保険料率・保証料率の見直しを行う。

大項目:第3 財務内容の改善に関する事項

中項目: 1 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定

小項目:

中期目標	基金協会及び共済団体等に対する貸付金利(低利預託原資貸付に係るものを除く。) については、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。
中期計画	基金協会及び共済団体等に対する貸付金利(低利預託原資貸付に係るものを除く。) については、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。
業務の実績	【農業信用保険業務】 ○ 基金協会の保証能力の維持増大及び保証債務の円滑な履行に資するために行っている基金協会への貸付金利については、0.0160%~0.0540%であり、低金利政策の下、市中金利の動向等を参考として、非常に狭い幅で金利を設定し、貸付を実行(229件)した。(21年度の貸付金利は、0.0325%~0.1385%、貸付件数323件)。今後も、適切な貸付金利となるよう情勢を注視しつつ適宜検討していく。
	【漁業信用保険業務】 ○ 基金協会の保証能力の維持増大及び保証債務の円滑な履行に資するために行っている基金協会への貸付金利については、0.0160%~0.0465%であり、低金利政策の下、市中金利の動向等を参考として、非常に狭い幅で金利を設定し、貸付を実行(358件)した。(21年度の貸付金利は、0.030%~0.132%、貸付件数292件)今後も、適切な貸付金利となるよう情勢を注視しつつ適宜検討していく。
評価の指標	○ 基金協会に対する貸付金利の設定状況
評 価 等	評定 (理由・指摘事項等) 基金協会への貸付金利については、金融情勢を踏まえたものと評価できるが、引き続き合理的な水準の検討を期待する。

(参考:年度計画)

基金協会及び共済団体等に対する貸付金利(低利預託原資貸付に係るものを除く。)については、 以下のとおり、貸付目的、市中金利との兼ね合い等を考慮した適切な水準に設定する。

農業信用保険業務及び漁業信用保険業務における貸付金利は、日本銀行が作成する「預金種類別店 頭表示金利の平均年利率等について」における預入期間ごとの利率のうち、貸付期間に対応するもの に 1/2 を乗じて得た率とする。

大項目:第3 財務内容の改善に関する事項

中項目: 2 引受審査の厳格化等

小項目:

中期目標	7	用保険業務において、基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議を実施 もに、大口保険引受案件及び大口保険金請求案件の事前協議を実施する。
中期計画		用保険業務において、基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議を実施 もに、大口保険引受案件及び大口保険金請求案件の事前協議を実施する。
業務の実績	大む大でお①②③個しう 分 「大 「	審査の厳格化 □保険引受案件についてすべて事前協議を実施し、件数は 534 件(条件変更)であった。(21 年度 600 件) □保険引受案件等に係る事前協議時においては、必要に応じ、基金協会と対の協議を実施した。(7 協会)(21 年度 11 協会) 対面に要する日数等(平均)は次のとおりである。 人数:相手方2人、当方3人 1回当たりの協議時間:半日 1案件当たりの協議時間:半日 1案件当たりの協議回数:1回、その後、電話及び書面により追加協議別案件については、被保証者の財務内容、資金の償還可能性等を総合的に勘た協議を実施しており、大口保険引受案件事前協議 534 件(条件変更含む。) b、取り下げ等 30 件となった。(21 年度 15 件) 保証については、的確に実施されているか確認した。 保険引受案件及び大口保険金請求案件に係る基金協会との事前協議口保険・計求対象案件について、農業経営負担軽減支援資金、畜特資金、同料特別支援資金の対象金額を1億円から5千万円に引下げた。年6月に畜産経営維持緊急支援資金を事前協議案件として追加した。 □保険金請求案件の事前協議の対象案件の要件について、従前の「法人5千以上、個人3千万円以上」から、法人・個人を問わず「一律3千万円以上」審査対象案件の範囲を広げた。
評価の指標	○ 農業化	言用保険業務における基金協会との事前協議の実施状況
評 価 等	評 A	(理由・指摘事項等) 特に問題はないと判断できる。

(参考:年度計画)

農業信用保険業務において、基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議を実施するとともに、 大口保険引受案件及び大口保険金請求案件の事前協議を実施する。

大項目:第3 財務内容の改善に関する事項

中項目: 2 引受審査の厳格化等

小項目:

中期目標 漁業信用保険業務において、被保証人の業務及び財務状況を踏まえた、より的確な 引受審査の実現に取り組むとともに、基金協会との大口保証引受案件及び大口保険金 請求案件についての事前協議や求償権に関する情報の共有化を推進する。

中 期 計 画 漁業信用保険業務において、被保証人の業務及び財務状況を踏まえた、より的確な 引受審査の実現に取り組むとともに、基金協会との大口保証引受案件及び大口保険金 請求案件についての事前協議や求償権に関する情報の共有化を推進する。

- 業務の実績 引受審査の厳格化
 - ・ 大口保険引受案件についてすべて事前協議を実施し、件数は52件であった。(21 年度 48 件)
 - ・ 大口保険引受案件に係る基金協会との事前協議において、照会・確認しながら 協議を実施した。協議結果については、必要に応じ保証条件等に係る申し送り事 項を付している。(21年度2件)
 - ・ 大口保険引受案件の事前協議について、保証保険取扱要領においては、基金協 会は信用基金に「保証決定予定日の1月前までに」協議書を提出する旨が規定さ れているが、緊急保証に係る案件については、早急に対応できるよう1月を切る 案件においても協議の受付をする旨を基金協会に通知している。
 - ・ 大口保険引受案件の事前協議を、保証引受審査の検証と認識している基金協会 が多く、積極的に取り組んでいる。
 - 大口保険金請求案件の事前協議
 - 大口保険金請求対象案件について、すべて事前協議を実施した。
 - ・ 大口保険金請求案件の事前協議を、基金協会は保険金請求審査の検証と認識し ていることから、積極的に取り組んでいる。
 - 大口保険引受案件及び大口保険金請求案件に係る基金協会との事前協議につい て、一層の徹底を図ることとして次の通り実施している。
 - ・ 19 年度から大口保険引受案件について、借替緊急融資資金については、保証額 に係るそれぞれの額の2分の1を基準額とした。
 - 20年度から、保険引受リスクの高い経営安定資金及び緊急融資資金について、 信用基金と基金協会との年度当初の保証保険契約から除外し、該当案件が生じる 度に個別に審査を行ったうえで、保証保険契約金額の変更により対応することと した。
 - ※ 22 年度保証保険契約変更件数 48 件(うち緊急保証対策ではない契約変更件数 7 件、うち経営安定資金に係る個別審査0件、緊急融資資金に係る個別審査2件、 事業資金に係る個別審査3件)
 - 求償権回収に関する事前協議
 - ・ 基金協会から22年3月末現在の「求償権分類管理表」の提出を受け、回収見込 額及び回収経過等についての情報を共有し、求償権の管理・回収の強化を図った。 (個別協議実施協会:12協会) (21年度12協会)

評価の指標	に満 行つが ・ 求 認 (注)-	賞権回収の一層の促進を図るため、上半期の求償権回収実績が一定割合(注)たない基金協会を対象に 10~12 月にかけて求償権回収の進捗に係る協議をた。(個別協議実施協会:23 協会) (21 年度 14 協会) 資権回収に関する協議を、基金協会は求償権回収促進に資する機会であると職していることから積極的に取り組んでいる。 一定割合とは、直近3カ年の全国平均値(9月末現在回収実績/年間回収見込額)であり、22年度については、51.50%である。					
評 価 等	評 定	(理由・指摘事項等)					
	A	A 基金協会との連携の強化を評価できる。					

(参考:年度計画)

漁業信用保険業務において、被保証人の業務及び財務状況を踏まえた、より的確な引受審査の実現に取り組むとともに、基金協会との大口保証引受案件及び大口保険金請求案件についての事前協議や 求償権に関する情報の共有化を実施する。

大項目:第3 財務内容の改善に関する事項

中項目: 2 引受審査の厳格化等

る。

小項目:

中	期	目	標		
中	期	計	画	信用基金職員及び基金協会向けの保証審査・求償権管理回収に係る研修会を開催す	l

業務の実績

【農業信用保険業務】

○ 22 年度において、以下のとおり研修会を実施した。

名称	実施時期	対象者	受講者数	参加率	研修内容	満足度
保証審査実務 担当者研修会 (信用基金主催)	22年11月 4日~5日	基金協会職員	49名	83.0% (39/47協会)	①融資・保証審査の基本 ②実践財務分析 ③資金需要のとらえ方 ④実践事例演習 ⑤グループ事例演習	87.8%
求償権管理回収 等事務研修会 (信用基金主催)	22年9月 21日~22日	基金協会 職員	53名	91 5%	①求償権の管理回収事例研究 ②破産(別除権と相殺) ③債権の管理回収	96.0%

⁽注)表中の「満足度」とは、基金協会職員の研修会に対する満足度を示す。以下同じ。

なお、基金協会のニーズも高く、継続希望もあることから職員の資質向上に寄与 しているものと考えられる。

【漁業信用保険業務】

○ 22年度において、以下のとおり研修会を実施した。

名称	実施時期	対象者	受講者数	参加率	研修内容	満足度
研修会 (基金協会主催)	22年7月	基金協会 · 金融機関職員		を職員を さして派遣	日本漁業と水産金融について	ı
全国研修会 ((社)漁業信用基金 中央会との共催)	23年1月31日 ~2月1日	基金協会・ 信用基金職員	43名	83.3%	①無保証人型漁業融資促進 事業の保証対応 ②漁業融資資金貸付要領の 一部改正について	77.9%

なお、昨年度の当該研修会のアンケート結果を踏まえ、説明方法や課題の設定等、研修内容が形骸化しないよう工夫した。また、アンケートにおいても、研修結果をより深く把握するため、また、来年度の研修の参考とするため、項目の充実を図った。

評価の指標○ 保証審査・求償権管理回収に係る研修会の実施状況

評	価	等	評 定	(理由・指摘事項等)
			A	研修会については適切に取り組まれており、評価できる。

(参考:年度計画)

信用基金職員及び基金協会向けの保証審査・求償権管理回収に係る研修会を開催する。

大項目:第3 財務内容の改善に関する事項

中項目: 2 引受審査の厳格化等

小項目:

中期目標	
中期計画	研修等による信用基金職員の資質の向上、現地協議の推進等により、信用基金の相 談機能を強化する。
業務の実績	 【農業信用保険業務】 ○ 保険引受に関し、基金協会からの電話等による随時、保証引受にかかる相談に対応し、相談件数は29 件であった。 (21 年度 48 件) また、大口保証引受案件(経営不振先)についての経営状況および期中管理等を把握するための現地協議を予定した6基金協会について、すべて実施した。 (21 年度 5 協会) 保険金の支払・回収に関しては、求償権の管理・回収等の強化及び事故防止等を図るため現地協議を9基金協会と実施した。 (21 年度 9 協会) なお、基金協会からの申し出に基づく基金協会との個別協議については4基金協会と実施した。 (21 年度 8 協会) 基金協会からの法務相談等2件については、顧問弁護士に相談したり、参考文献等を活用し、回答した。 (21 年度5 件) 【林業信用保証業務】 ○ 依然として厳しい経営環境にある林業者・木材産業者からの資金相談に応じるため、12 月 29 日、30 日の2 日間相談窓口を開設し、資金繰りの相談に応じた(2 件)。 ○ 23 年 3 月 11 日(金)に発生した東日本大震災対応では、3 月 14 日に相談・照会の窓口を開設し、弁済期限の延長、分割弁済の条件緩和などに対応した。(3 月で10件の間合せ実績) 【漁業信用保険業務】 ○ 求信権管理回収等事務研修会(農業第二部主催)に職員3名を参加させ、職員の資質の向上を図った。 ○ 基金協会との個別協議を実施し、現地協議の推進等により信用基金の相談機能を強化した。・ 大口保険引受等に係る個別協議の実施大口保険引受案件についてすべて事前協議を実施し、件数は52件であった。(21年度 48 件)・ 求償権管理回収等に係る個別協議の実施回収目標額達成の奨励、求償債務者の回収見通し及び求償権管理回収について、個別協議を実施した。(個別協議変実施」
評価の指標	○ 信用基金の相談機能の強化の状況

評	価	等	評 定	(理由・指摘事項等)
			A	相談に応じ、着実に実績を伸ばしていることは評価できる。

(参考:年度計画)

研修等による信用基金職員の資質の向上、現地協議の推進等により、信用基金の相談機能を強化する。

大項目:第3 財務内容の改善に関する事項

中項目: 2 引受審査の厳格化等

小項目:

中期計画 林業信用保証業務においては、財務状況の的確な判断等による審査の事業体への保証利用促進の働きかけ等による優良保証の確保を講ずるほ先の財務状況のフォローアップの在り方について専門家を交えた経営診実施することにより抜本的な見直しを行う。	か、債務保証
業務の実績	代況の的確な(根等) 記通し、27件(現地) 記通と27件(現地) 定企業(現地) ででででいる。 でででででいる。 ででである。 でである。 でである。 でである。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 でき
評価の指標 ○ 林業信用保証業務における引受審査の厳格化等への取組状況	
評価等 評定 (理由・指摘事項等) B 厳しい環境に直面する林業であるが、一定の評価ができ	る。

(参考:年度計画)

林業信用保証業務において、財務状況の的確な判断等による審査の厳格化、優良事業体への保証利用促進の働きかけ等による優良保証の確保を講ずるほか、専門家を交えた経営診断・指導に取り組む。

大項目:第3 財務内容の改善に関する事項

中項目: 3 モラルハザード対策

小項目:

小块日:	小項目:						
中期目標	農業信用保険業務及び漁業信用保険業務について、金融機関におけるモラド防止の観点から、農漁業者の負担や国庫負担の増加を避けることに留意し分保証やペナルティー方式(代位弁済時等に一定額を金融機関が負担するサモラルハザードの防止対策を総合的に検討する。	つつ、部					
中期計画	農業信用保険業務及び漁業信用保険業務について、金融機関におけるモラド防止の観点から、農漁業者の負担や国庫負担の増加を避けることに留意し分保証やペナルティー方式(代位弁済時等に一定額を金融機関が負担するプモラルハザードの防止対策を国との連携を図りながら総合的に検討する。	つつ、部					
業務の実績	【農業信用保険業務】 ○ モラルハザード防止対策として、19 年度より畜特資金、農業経営負担。金について借入者の負債比率に応じた部分保証を導入し、また、家畜飼設資金についても、20 年度から 70%の保証の取扱いを導入しているところなお、23年1月及び3月の「農業信用保険業務あり方検討会」においていずード防止対策について保険対象資金の検討と併せて検討を行ったが、基金協会においては部分保証、金融機関に代位弁済時に負担を求める措置収支の悪い資金を中心にモラルハザード防止対策としての対策を実施したと、19年度及び20年度に実施した部分保証等の措置については徐々に効果ていること等を踏まえ、農業者等の経営改善等に資する資金を円滑に融資う制度の目的、各基金協会の実情を踏まえつつ、保険引受、保険金支払、等の状況をみながら引き続き検証していくこととした。 【漁業信用保険業務】 ○ 金融機関におけるモラルハザード防止の観点から、昭和57年度以降、	料で、そないをす保別るテ結保こ揮と収 製をする発る険 融資 をできる発ると収 資資					
	金について、代位弁済事故があった際に、金融機関が代位弁済額の5~1 協会に対し出資する「特別出資制度」を導入してきている。加えて、20年4月から経営安定資金に部分保証(保証割合80%)を導えてある。なお、23年3月に「漁業信用保険業務あり方検討会」を開催し、現状のザード防止対策の効果等の検討を行った。検討の結果、引き続き、現在試いるモラルハザード防止対策の検討方向に沿い、総合的に分析、検討してとされた。	入したとこ)モラルハ ま じられて					
評価の指標	○ 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務におけるモラルハザード防止対 状況	対策の検討					
評 価 等	評 定 (理由・指摘事項等)						
	A モラルハザード防止対策の検討や取組みは評価できる。						

(参考:年度計画)

農業信用保険業務について、部分保証やペナルティー方式などモラルハザードの防止対策を農業者等の負担の増加を避けることに留意しつつ、国との連携を図りながら総合的に検討する。

漁業信用保険業務について、部分保証やペナルティー方式などモラルハザード防止対策を漁業者等の負担の増加を避けることに留意しつつ、国との連携を図りながら総合的に検討する。

大項目:第3 財務内容の改善に関する事項

中項目: 3 モラルハザード対策

小項目:

中期目標	漁業信用保険業務について、平成20年度から経営安定資金に部分保証を導入する。
中期計画	漁業信用保険業務について、平成20年度から経営安定資金に部分保証を導入する。
業務の実績	20 年度措置済み ○ 20年2月に、主務大臣の認可を得て基金協会の業務方法書を改正し、モラルハザード防止の観点から、経営安定資金について部分保証(保証割合80%)を導入した。20年4月から、新規引受分について適用を開始したところである。
評価の指標	○ 漁業信用保険業務における経営安定資金への部分保証の導入状況
評 価 等	評定 (理由・指摘事項等) A 部分保証の導入は、モラルハザード防止の観点から評価できる。

(参考:年度計画)

漁業信用保険業務について、部分保証やペナルティー方式などモラルハザード防止対策を漁業者等の負担の増加を避けることに留意しつつ、国との連携を図りながら総合的に検討する。

大項目:第3 財務内容の改善に関する事項

中項目: 3 モラルハザード対策

小項目:

中期目標	る資金、	用保証業務について、平成20年度から100%保証の対象を法定計画認定者に係間 ではの実施に係る資金等政策性のより高いものに限定し、部分保証の対象を 併せて、メニューの統合を行う。				
中期計画	る資金、「	用保証業務について、平成20年度から100%保証の対象を法定計画認定者に係間伐の実施に係る資金等政策性のより高いものに限定し、部分保証の対象を併せて、メニューの統合を行う。				
業務の実績	○ し 定の業 こ ○ 23 年 等につい	措置済み 20 年4月に主務大臣の認可を得て、業務方法書、林業信用保証業務細則等の見直を行い、100%保証の対象を制度資金、間伐材資金等の政策性のより高いものに限するとともに、林業者を取り巻く状況の変化等に対応するため、従来9メニュー100%保証の対象を4メニューに統合(組合資金等の資金メニューを廃止し、林・木材産業支援資金を創設)し、20 年6月1日の保証申込受付分から適用したとろである。 3 月開催の保証料率算定委員会において、部分保証対象資金の引受額の推移いて点検を実施した。				
	20年6月以降の保証残高に占める部分保証の割合は、20年度末 13.3%に来 23年3月末時点で 11.4%であり、21年度補正予算による不況対策としての留な保証 (100%保証)の引受けが、利用し易さから急増していることによる(こを除いた場合、部分保証引受の割合は、23年3月末時点で 17.8%)。 21年度補正予算に基づく臨時的保証は運転資金でも最長 10年間の保証期間済の据置期間を認めていることから、残高ベースでは当分の間、このような状続くものと考えられる。その一方で、近年、林業者等の短期的な収入源の確保ら、きのこ生産資金(原則、部分(80%)保証)の申込みが増加(23年3月末の当年度保証実績が 264百万円(21年度0百万円、20年度 22百万円、いずれば保証。))してきており、潜在的に保証拡大の可能性がある分野であるため、においても部分保証の拡大に資するものと考えられる。					
評価の指標	〇 林業化	言用保証業務における部分保証の拡大及びメニューの統合の状況				
評 価 等	評 A	(理由・指摘事項等) 部分保証など、モラルハザード防止対策への取組みは評価できる。				

(参考:年度計画)

林業信用保証業務について、20 年度に実施した部分保証対象の拡大等の措置後の状況について点検 を行う。

大項目:第3 財務内容の改善に関する事項

中項目: 4 求償権の管理・回収の強化等

小項目:

中	期	目	標	基金協会、債権回収業者(サービサー)等との連携等による求償権の管理・回収を
				強化し、回収実績を向上させるとともに、保険料・保証料・貸付金利息を確実に徴収
				する。

基金協会、債権回収業者(サービサー)等との連携等による求償権の管理・回収を 中期計画 強化し、回収実績を向上させるとともに、保険料・保証料・貸付金利息を確実に徴収 する。

- 業務の実績 (1) 回収金の実績
 - 22 年度の回収金収入の目標は45 億16 百万円であるが、回収実績は45 億39 百万 円であり、達成率は100.5%となった。

農業信用保険業務においては、目標30億29百万円に対して実績は31億18百万 円で、達成率は102.9%、林業信用保証業務においては、目標4億35百万円に対し 実績は5億44百万円、達成率は125.0%、漁業信用保険業務においては、目標10 億52百万円に対して実績は8億77百万円、達成率は83.3%であった。

- 林業信用保証業務においては、保証引受けの増に伴う出資持分譲渡処理の増に関 して、求償権に係る出資持分譲渡の積極的な実施などにより、目標を上回る回収実 績となった。
- 漁業信用保険業務においては、回収実績は低位にとどまった。これは、漁業信用 基金協会の物的担保からの大口の回収が、昨年度に比べ2億37百万円の減少となっ たことが大きな要因である。

(単位:百万円)

	区.	分	目標	実績	達成率
	<u> </u>),j	(A)	(B)	$(B \div A)$
□	回収金収入	農業信用保険業務	3, 029	3, 118	102. 9%
収金	求償権回収収入	林業信用保証業務	435	544	125.0%
収	回収金収入	漁業信用保険業務	1, 052	877	83. 3%
入	合	計	4, 516	4, 539	100. 5%

(2) 回収実績向上への取組状況

【農業信用保険業務】

○ 22年度においては、10月から12月にかけて9基金協会との現地協議を実施し、回 収方法の実態等についてヒアリングを行い、回収強化を働きかけた。(21年度9協 会)

【林業信用保証業務】

- 法的措置:競売3件を実施した。
- 22 年度の求償権回収額は5億44百万円であり、22年度計画(4億35百万円)を

大幅に上回っている。(計画の125%)

- 出資譲渡拡大を踏まえて、求償権に係る出資持分の譲渡を積極的に実施した。
- 今後も法的措置にそぐう案件を積極的に選定予定。更にサービサーへの案件委託 を実施。(契約開始23年4月1日)

【漁業信用保険業務】

○ 求償権を有する基金協会から、22年3月末現在の「求償権分類管理表」の提出を 受け、回収見込額及び回収経過等について情報を共有するとともに、求償権回収方 針や求償債務者の現況等について12の基金協会との個別協議(うち現地協議12協 会) の実施を通じ、基金協会との連携強化に努めた。(21 年度 12 協会うち現地協 議 12 協会)

また、求償権回収の一層の促進を図るため、上半期の求償権回収実績が一定割合 に満たない基金協会を対象に、10~12月にかけて求償権回収の進捗に係る個別協議 を行った。(個別協議実施協会:23協会) (21年度14協会)

(3) 保険料・保証料、貸付金利息の徴収状況

【農業信用保険業務、漁業信用保険業務】

○ 基金協会から納付される保険料及び貸付金利息については、定められた納入期日 に確実に徴収した。

【林業信用保証業務】

○ 保証料については、保証料計算書に基づき適切に徴収した。引き続き、保証料の 確実な徴収に努める。

(単位:百万円)

農業信用保険業務	保険料	3, 757
辰未后用	貸付金利息	72
漁業信用保険業務	保険料	964
[貸付金利息	30
林業信用保証業務	保証料	602

評価の指標 ○ 回収金の実績

- 回収実績向上への取組状況
- 保険料・保証料、貸付金利息の徴収状況

評 価 等 評 定

(理由・指摘事項等)

回収金収入の目標については全体として達成されており、特に林業信 用保証における達成率の上昇については評価できる。 Α

他方、サービサーを更に活用できる体制作りについては急務である。

(参考:年度計画)

- (1) ア. 求償権の管理・回収については、現地回収交渉や仮差押え、競売等の法的措置を講じるほ か、基金協会、債権回収業者(サービサー)等との連携等により、回収実績の向上に努める。 イ. 平成22年度における回収金収入については、4,516百万円を見込む。
- (2) 保険料・保証料、貸付金利息の確実な徴収に努める。

大項目:第3 財務内容の改善に関する事項

中項目: 5 代位弁済率・事故率の低減

小項目:

中期目標	2及び3の取組により、中期目標期間中に保証契約・保険契約を締結した案件については、林業信用保証業務においてはその代位弁済率を2.94%以下とし、また、基金協会の代位弁済が保険事故となる農業信用保険業務にあってはその事故率を0.12%以下、漁業信用保険業務にあってはその事故率を1.15%以下とする。この場合、代位弁済率・事故率は、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因により影響を受けることについて配慮する。
中期計画	2及び3の取組により、中期目標期間中に保証契約・保険契約を締結した案件については、林業信用保証業務においてはその代位弁済率を2.94%以下とし、また、基金協会の代位弁済が保険事故となる農業信用保険業務にあってはその事故率を0.12%以下、漁業信用保険業務にあってはその事故率を1.15%以下とする。この場合、代位弁済率・事故率は、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因により影響を受けることについて配慮する。
業務の実績	【農業信用保険業務】 ○ 22年度末時点での事故率は0.05%であった。(中期目標期間中に0.12%以下) 【林業信用保証業務】 ○ 22年度末時点での代位弁済率は1.83%であった。(中期目標期間中に2.94%以下)
	【漁業信用保険業務】 ○ 22年度末時点での事故率は0.40%であった。(中期目標期間中に1.15%以下)
評価の指標	○ 事故率・代位弁済率の状況
評価等	注

(参考:年度計画)

代位弁済率及び事故率については、中期目標期間中に保証契約・保険契約を締結した案件についての代位弁済率及び事故率を指標として、中期目標の達成に向けての進捗状況の把握に努める。この場合、代位弁済率・事故率は、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因により影響を受けることについて配慮する。

大項目:第3 財務内容の改善に関する事項

中項目: 6 基金協会及び共済団体等に対する貸付け

小項目:

中期	目	標			共済団体等に対す					Eな審査	を行うと
			ともに、・	その回り	仅については、確	実に徴収	又するもの)とする。			
.1. 460	. =1	—	++ ^ (+	A 77 × 18	II >===================================	~ (D(1)	1)	4 11 7 1.	·		. /= > 1
中期	計計	囲			共済団体等に対す 仅については、確					とな番鱼	を行りと
			C 01C'	CVJEH	又に フィ・てんか、神	大に飲む	χ 9 ω υ ο ν.	ノ			
業務	の実	績			業務、漁業信用仍						
					対する代位弁済則						
					済実施計画書の署				_		
					基金協会に対して 期日どおり全額回			刊 金 及	少貞17年4	小心の惟	部を117
				57,	/y)	11X 07Co					
						lie I /	D. I. Lutine	Ha I s		(単位:件、	
				区	分		貸付額 金額		回収額	期末貸	付残高
				区	分長期資金	期中分 件数 208	貸付額 金額 18,780	期中国 件数 202			
			農業信用保			件数	金額	件数	回収額 金額	期末貸 件数	付残高 金額
			農業信用保		長期資金 短期資金 全国低利預託基金	件数 208	金額 18,780	件数 202	回収額 金額 18,780	期末貸 件数 477	付残高 金額 49,137
			農業信用保		長期資金 短期資金 全国低利預託基金 長期資金	件数 208 88 78 350	金額 18,780 1,109 1,918 18,411	件数 202 93 82 317	回収額 金額 18,780 1,184 1,879 18,478	期末貸 件数 477 42 77 545	付残高 金額 49,137 399 1,914 27,250
			農業信用保	以 以 政業務	長期資金 短期資金 全国低利預託基金 長期資金 短期資金	件数 208 88 78 350 8	金額 18,780 1,109 1,918 18,411 663	件数 202 93 82 317 7	回収額 金額 18,780 1,184 1,879 18,478 708	期末貸件数 477 42 77 545 4	付残高 金額 49,137 399 1,914 27,250 405
				以 以 政業務	長期資金 短期資金 全国低利預託基金 長期資金 短期資金 特別資金	件数 208 88 78 350 8	金額 18,780 1,109 1,918 18,411 663 110	件数 202 93 82 317 7	回収額 金額 18,780 1,184 1,879 18,478 708	期末貸件数 477 42 77 545 4	付残高 金額 49,137 399 1,914 27,250 405 110
				以 以 政業務	長期資金 短期資金 全国低利預託基金 長期資金 短期資金	件数 208 88 78 350 8	金額 18,780 1,109 1,918 18,411 663	件数 202 93 82 317 7	回収額 金額 18,780 1,184 1,879 18,478 708	期末貸件数 477 42 77 545 4	付残高 金額 49,137 399 1,914 27,250 405
				以 以 政業務	長期資金 短期資金 全国低利預託基金 長期資金 短期資金 特別資金	件数 208 88 78 350 8	金額 18,780 1,109 1,918 18,411 663 110	件数 202 93 82 317 7	回収額 金額 18,780 1,184 1,879 18,478 708	期末貸件数 477 42 77 545 4	付残高 金額 49,137 399 1,914 27,250 405 110
評価	の指		漁業信用保	- 除業務 - 保険業務	長期資金 短期資金 全国低利預託基金 長期資金 短期資金 特別資金	件数 208 88 78 350 8 1 6	金額 18,780 1,109 1,918 18,411 663 110 331	件数 202 93 82 317 7	回収額 金額 18,780 1,184 1,879 18,478 708	期末貸件数 477 42 77 545 4	付残高 金額 49,137 399 1,914 27,250 405 110
評価	の指	: 標	漁業信用保	- 除業務 - 保険業務	長期資金 短期資金 全国低利預託基金 長期資金 短期資金 特別資金 全国低利預託基金	件数 208 88 78 350 8 1 6	金額 18,780 1,109 1,918 18,411 663 110 331	件数 202 93 82 317 7	回収額 金額 18,780 1,184 1,879 18,478 708	期末貸件数 477 42 77 545 4	付残高 金額 49,137 399 1,914 27,250 405 110
評価	の指	· 標	漁業信用保	- 除業務 - 保険業務	長期資金 短期資金 全国低利預託基金 長期資金 短期資金 特別資金 全国低利預託基金	件数 208 88 78 350 8 1 6	金額 18,780 1,109 1,918 18,411 663 110 331	件数 202 93 82 317 7	回収額 金額 18,780 1,184 1,879 18,478 708	期末貸件数 477 42 77 545 4	付残高 金額 49,137 399 1,914 27,250 405 110
	の指	· 標	漁業信用保	場会に対	長期資金 短期資金 全国低利預託基金 長期資金 短期資金 特別資金 全国低利預託基金	件数 208 88 78 350 8 1 6	金額 18,780 1,109 1,918 18,411 663 110 331	件数 202 93 82 317 7	回収額 金額 18,780 1,184 1,879 18,478 708	期末貸件数 477 42 77 545 4	付残高 金額 49,137 399 1,914 27,250 405 110
評価			漁業信用保	協会に対	長期資金 短期資金 全国低利預託基金 長期資金 短期資金 特別資金 全国低利預託基金	件数 208 88 78 350 8 1 6	金額 18,780 1,109 1,918 18,411 663 110 331	件数 202 93 82 317 7	回収額 金額 18,780 1,184 1,879 18,478 708	期末貸件数 477 42 77 545 4	付残高 金額 49,137 399 1,914 27,250 405 110

(参考:年度計画)

基金協会及び共済団体等に対する貸付けについては、引き続き適正な審査を行うとともに、その回収については、確実な徴収に努める。

大項目:第3 財務内容の改善に関する事項

中項目: 7 資産の有効活用

小項目:

中期目標	信用基金の保有する職員用宿舎について、効率的な活用を促進し、自己収入の増加や経費の節減を図る観点から、他の独立行政法人や国との共同利用を推進する。
中期計画	信用基金の保有する職員用宿舎について、効率的な活用を促進し、自己収入の増加 や経費の節減を図る観点から、他の独立行政法人や国との共同利用を推進する。
業務の実績	○ 22 年度の利用率は77%(全30戸中23戸)で利用率は前年度と比べ7%上昇した。○ 宿舎の有効活用と管理コストの削減を図るため、21年度より他の独法と共同利用を開始している。(1戸)なお、今後発生する改修費用等について、共同利用先からの負担を検討している。
	区分 20年度 21年度 22年度 利用戸数 20 21 23 利用率 67% 70% 77% うち、共同利用 0 1 1 (注) 各年度とも4月1日現在の実績である。
評価の指標	○ 職員用宿舎の共同利用の推進状況
評 価 等	評 定(理由・指摘事項等)利用率の上昇は評価できるが、未だ効率的に利用されてるとは言えず、その理由を考察すべきである。

(参考:年度計画)

他の独立行政法人や国に対し、信用基金の保有する職員用宿舎の共同利用について、積極的な周知を図り、共同利用を推進する。

大項目:第4 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

<u>中項目:</u> 小項目:

			1							
中	期	目	標	_						
				//- / -						
中	期	計	画	予算(人	件費の見積り	を含む。)、	収支計画及び	資金計画		
₩. :	3 ⁄4 ∩	り中	独	○ 車光串	(伊隆女 4)	冶会这弗 同	□ 将日本	哈 格签用同位	出出なる	· - -
未	伤∪	り実	稘				収奨励金、求 万円の支出で			
							、公租公課及			-
							の支出であり			
				歩く。 / となった		4個10日万日	07文田(809	、13千尺了异	X) LL (40. 4 /0) V フ 日 11/19X
				C/4)/C	0					
								()	単位:百万円)	
					19年度	22年度	増減率	(参	考)	
				区 分	予算(A)	決算(B)	$(B-A) \div A$	19年度決算	増減率	
								(C)	$(B-C) \div C$	
				事業費	13, 727	9, 798	△ 28.6%	12, 483	△ 21.5%	
				一般管理費	702	418	△ 40.4%	503	△ 16.9%	

- 当期損益は、法人全体で13億53百万円の当期総利益を計上した。利益剰余金は、93億59百万円となった。
- これを勘定ごとにみると、
 - ① 農業信用保険勘定では、支払備金の増加により繰入が発生したものの、保険金支払は前年度並みであり、結果、14億54百万円の利益を計上した。
 - ② 林業信用保証勘定では、平成 21 年度補正予算から引き続き実施された林業・木材産業経営支援対策事業の実施により保証残高が増加し保証債務損失引当金繰入が発生したこと、有価証券売却損 2億 86 百万円を計上したこと等により、当期純損失は 15 億 91 百万円となった。これに対しては、前中期目標期間繰越積立金を全額取り崩して充当したが、なお 8 億 50 百万円の繰越欠損金の計上となった。
 - ③ 漁業信用保険勘定では、有価証券売却損1億15百万円を計上したものの、保険収支は保険金の支払額が減少したこと等により、6億31百万円の利益を計上した。
 - ④ 農業災害補償関係勘定では、貸付原資に充てるために実施した保有有価証券の 売却により有価証券売却益を計上したこと等により1億16百万円の利益を計上 した。
 - ⑤ 漁業災害補償関係勘定では、運用利回りの低下等により財務収益が減少したものの、3百万円の利益を計上した。
- この結果、利益剰余金は、農業信用保険勘定では71億60百万円、漁業信用保険勘 定では7億65百万円、農業災害補償関係勘定では20億92百万円、漁業災害補償関係

勘定では1億92百万円となった。

(単位:百万円)

区分	農業信用 保険勘定	林業信用 保証勘定	漁業信用 保険勘定	農業災害補 償関係勘定	漁業災害補 償関係勘定	合 計
当期損益	1, 454	△ 850	631	116	3	1, 353
利益剰余金	7, 160	△ 850	765	2, 092	192	9, 359

- 農業信用保険勘定、漁業信用保険勘定、農業災害補償関係勘定及び漁業災害補償 関係勘定において損益計算により生じた利益は、積立金として計上し、目的積立金 は計上しなかった。これは、保険事故等の発生によって生じた損失の補てんに充て る必要があることによるものである。
- 林業信用保証勘定及び漁業信用保険勘定で保有していた有価証券(東京電力債、計2回号)について時価が著しく下落し、余裕金運用管理要領に定める運用基準に該当しなくなったため、余裕金運用委員会(23年3月29日)において必要な対応措置について検討した結果、当該有価証券を売却したため、有価証券売却損が発生した。

今後、より適切な有価証券運用を行うこととするため、余裕金運用委員会(3月31日)で、運用基準等につき検討し、同日、要領を改正したうえで、「債券の発行体の信用力が著しく悪化すると認められる場合にも、必要な対応措置を検討」することとした。(23年度に入って、農業信用保険勘定及び漁業信用保険勘定で保有する同銘柄(計6回号)を売却し、23年度に有価証券売却損4億4百40万円を計上する予定である。更に、23年4月25日開催の余裕金運用委員会において、より厳格なリスク抑制方策を検討し、1発行体当たりの保有限度額の引き下げ及び1回1銘柄当たりの取得限度額の設定を行うことについて余裕金運用管理要領の一部変更を行ったところである。(23年4月27日施行))

(22事業年度予算、収支計画及び資金計画の決算及び実績については別添のとおり。)

評価の指標 ○ 予算の運営状況

 評価等
 評定
 (理由・指摘事項等)

 有価証券売却損の計上が事業に大きな影響を与えてはならず、有価証券の運用や処分等についてはより適切な対応を期待する。

(参考:年度計画)

予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

大項	[目:	第	5	短期借入金の限度額
中	項目	1:		
	小項	頁目	:	
中	期	目	標	_
中	期	計	画	中期目標期間中の短期借入金は、農業災害補償関係勘定において1,190億円、漁業災
				害補償関係勘定において110億円を限度とする。
				(想定される理由)
				農業災害補償関係勘定及び漁業災害補償関係勘定における一時的に不足する貸付原
				資を調達するため。
₩:	務の	n #	・・・シ主	○ 評価対象である農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務にお
未	1分 ∪	ノ天	:順	○ 計価対象である農業信用体膜業務、体業信用体証業務及び農業信用体膜業務において、22年度の短期借入金の実績なし。
				いて、22 千度の起期恒八金の夫領なし。
評	価の	り指	標	○ 短期借入金の状況
				※実績がない場合は評価しない。
-1-7:	<i>I</i> -1		Enfin	
評	佰	Щ	等	評 定 (理由・指摘事項等)
(玄	*考:	. 任	庄 計	一面)
(1/2	~~¬ •	. —	タロ	

大項目:第6 剰余金の使途
中項目:
小項目:
中期目標一
中 期 計 画 農林漁業金融のセーフティ・ネット機関としての役割の向上のため、 ・金融業務に精通した人材の育成・研修 ・業務運営の効率化・合理化を図る観点からの情報システムの充実 ・コンプライアンス(法令等遵守)への取組の充実等の内部統制機能の強化 ・債権管理強化のため連携する県単位機関等の能力の向上 の使途に使用
業務の実績 ○ 目的積立金を積み立てていないことから、22年度実績なし。
評価の指標
評価等 評定 (理由・指摘事項等)
(1) 1: (1) (1) (1)

(参考:年度計画)

大項目:第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

中項目: 1 職員の人事に関する計画(人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。) 小項目:

中	期	目	標	_	
中	期	計	画	人員に係り 期末の	る指標 常勤職員数は期初を上回らないものとする。
				(参考 期 知)	1) の常勤職員数
				123名	
				期末。 116名	の常勤職員数の見込み
				(参考	2)
					目標期間中の人件費総額見込み 9百万円。
				ただ	し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当 する範囲の費用である。
業	務の	り実	績		本制、信用基金の年齢構成、退職者数及びそれを補う新規採用者数等を勘案 計する。 (23 年度は新規採用なし)
				, ,	
評	価の	の指	標	〇 全体	の常勤職員数の状況
÷π÷	ľ	π -	<i>k-</i> /-	₹	
評	10	五	等	評 定	(理由・指摘事項等)
				Α	常勤職員数は概ね計画通りであり、特に問題はない。
	_ 				

(参考:年度計画)

大項目:第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

<u>中項目: 1</u> 職員の人事に関する計画(人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。) 小項目:

中	期	目	標	_	
中	期	計	画	***	R険業務等の分野において高度な専門性を有する民間企業等の人材を採用す 適切な人事管理の構築等を通じた魅力ある就業環境の形成により、人材の
業才	客 O)実	績	○ 再雇 の経験 をも期	機関における融資業務等の経験を有する者を外部から登用している。 用制度は国家公務員に準じて年金支給までのつなぎと整理されているが、そ 豊富なキャリアを生かして業務のみならず、後輩職員に対する有益な助言等 寺し、信用基金における業務経験 15 年を必要とする等の条件を設けている。 るの人材の確保により、指導的な役割を期待している。
評信	面の)指	標	○ 高度	な専門性を有する人材の採用等人材の確保の状況
評	佃	<u> </u>	等	評 B	(理由・指摘事項等) 一定の評価ができるものの、民間からの登用に係る効果が分からない。

(参考:年度計画) 人材の確保

金融、保険業務等の分野において高度な専門性を有する人材の確保に努める。

大項目:第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

<u>中項目: 1 職員の人事に関する計画(人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。)</u> <u>小項目:</u>

中	期	目	標	_
中	期	計	画	人材の養成
				個々の職員の専門性の育成に配慮した人事管理を行うとともに、職員に対する研修制度の充実等により、民間企業等から採用(交流)した人材の専門的な知見を速やかに共有させ、専門性の高い人材の早期育成を図る。
業	務の	り 実	績	○ 同一ポストに長期に在籍する職員に考慮しつつ、日常の業務並びに研修効果による能力の見極めを行い、適材適所の配置を行う人事管理を実施している。
				○ 職員個々のスキルアップを目的として、年度毎に「計画的養成研修」、「能力開発研修」及び「法令遵守意識啓発研修」を実施している。 また、農林漁業の経営実態等の認識を深めさせるための現地研修等、継続的に実施している研修については、全職員が受講できる環境を整備しており、その職員の適性を踏まえ、適材適所の人事配置に努めるものとしている。
評	価の	り指	' 標	○ 専門性の高い人材の育成の状況
評	ſī		等	評 定(理由・指摘事項等)民間企業等との両方向の交流など、幅広い人材育成策の検討を期待する。

(参考:年度計画)

人材の養成

民間金融機関からの採用者によるOJTにより、職員の専門性の育成を図る。また、自主研修支援を行うなど研修を充実させることにより専門性の高い人材育成を図る。

 大項目:第7
 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

 中項目: 2
 積立金の処分に関する事項

 小項目:

中	期	目	標	
中	期	計	画	各勘定の前中期目標期間繰越積立金は、それぞれ農業信用保険業務、林業信用保証業務、漁業信用保険業務、農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に充てることとする。
業	務の	の 実	績	○ 漁業信用保険勘定以外の勘定の前中期目標期間繰越積立金については、林業信用保証勘定において、当期純損失15億91百万円の補てんに充当した。その他の勘定では、積立金の処分は行わなかった。
評	価の	の指	標	○ 積立金の処分の状況
評	fi	<u>Ш</u>	等	京 定 (理由・指摘事項等) 特段問題は認められないものの、震災後の経済情勢を考えると積立金の取り崩しに慎重さがほしい。

(参考:年度計画)

各勘定の前中期目標期間繰越積立金は、それぞれ農業信用保険業務、林業信用保証業務、漁業信用保険業務、農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に充てることとする。

1. 平成22事業年度予算及び決算

(1) 収入

(単位:百万円)

	444	٠. ا							-					
科目	総	計	農業信用	保険勘定	林業信用	保証勘定	漁業信用	保険勘定	農業災害補	償関係勘定	漁業災害補	償関係勘定		
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算		
受入事業交付金	1, 754	1, 754	859	859	428	428	467	467	_	ı	-	-		
政府補給金受入	187	153	_	_	187	153	_	-	_	ı	-	_		
政 府 出 資 金	1,600	1,600	_	_	1,600	1,600	_	-	_	ı	-	_		
地方公共団体出資金	10	-	-	-	10	-	-	-	-	-	-	-		
民 間 出 資 金	14	93	-	_	14	93	0	-	-	_	_	-		
事 業 収 入	149, 795	74, 361	40, 407	28, 790	10, 572	9, 128	28, 002	21, 483	53, 707	10, 372	17, 107	4, 589		
受託事業収入	3	1	_	_	3	1	_	-	_	ı	-	-		
運 用 収 入	2,003	1,839	772	622	431	412	698	620	101	183	1	3		
借 入 金	68, 984	4, 099	-	_	2, 175	599	_	-	51, 168	3,500	15, 641	-		
その他の収入	12	73	9	27	3	6	0	40	_	ı	0	_		
合 計	224, 362	83, 974	42, 047	30, 298	15, 423	12, 419	29, 167	22,610	104, 976	14, 055	32, 749	4, 592		

(2) 支出

	科目			総	計							1					
			目			不 心	口	農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業災害補償関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
										予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算
	事		業	7	費	221, 446	79, 331	41, 161	27, 820	13, 601	11,730	29, 054	21, 979	104, 961	12, 715	32, 669	5, 087
運	_	般	管	理	費	2,066	1, 741	835	700	562	534	439	339	165	118	64	50
営経		直接	妾 業	務	費	344	203	199	128	81	45	49	20	12	10	3	0
費		管理	里 業	務	費	305	225	105	70	81	78	83	46	24	23	12	8
		人	件	7	費	1, 417	1, 313	531	501	399	411	308	273	129	85	50	42
	<u></u>	ì	計	-		223, 512	81, 072	41, 997	28, 520	14, 162	12, 264	29, 494	22, 319	105, 126	12, 832	32, 734	5, 137

2. 平成22事業年度収支計画及び実績

(1) 収益

(単位:百万円)

			4.2	⇒ 1										
	科	目	総	計	農業信用	保険勘定	林業信用	保証勘定	漁業信用	保険勘定	農業災害補	償関係勘定	漁業災害補償関係勘定	
			計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
	政府事業	交付金収入	1, 965	1, 293	889	82	435	581	641	630	_		_	_
text	政府補养	給金収入	187	153	_	_	187	153	_		_	-	_	-
経常	事業	収 入	9, 509	9, 515	7, 036	6, 895	528	549	1,812	2,005	23	12	110	53
中収	受託事	業収入	3	1	_	_	3	1	_		_		_	_
益	財 務	収 益	1, 997	1,780	787	612	417	394	690	608	102	163	1	3
	引 当 金	等 戻 入	_	1, 145	_	826	_	_	_	319	_		_	_
	雑	益	12	33	9	27	3	5	0	1	_	0	0	_
臨	時	利 益	15	136	_	_	15	73	_	ı	_	63	_	-
	償却債材	権取立益	15	73	_	_	15	73	_		_		_	_
	償却済債	券回収益	_	63	_	_	_	_	_	ı	_	63	_	-
前中	中期目標期間繰起	或積立金取崩額	71	741	_	_	_	741	_	-	71	-	_	_
当	期 総	損失	895	_	_	_	1,631	850	_	1	_		_	_
	合	計	14, 654	14, 798	8,720	8, 443	3, 219	3, 347	3, 143	3, 563	196	239	111	56

(2)費用

			44	= 1										
	科	目	総	計	農業信用	保険勘定	林業信用	保証勘定	漁業信用	保険勘定	農業災害補	償関係勘定	漁業災害補	償関係勘定
			計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
	事	業費	9, 897	8,622	7, 794	6,014	53	145	2,050	2, 464	0	ı	0	-
% ▼	_	般管理費	2,091	1,710	815	691	590	500	443	346	166	120	76	53
経		直接業務費	321	177	176	105	81	46	49	17	12	10	3	0
常		管 理 業 務 費	287	219	90	68	81	77	81	46	24	20	11	8
l		人 件 費	1, 483	1, 313	550	519	428	377	313	283	131	90	62	44
費	減	価 償 却 費	34	30	23	17	3	4	6	6	2	2	0	1
用	財	務 費 用	246	554	0	0	187	439	0	115	28	0	31	0
/13	引	当金等繰入	2, 386	2, 525	1	265	2, 386	2, 259		2	-	1	_	_
	雑	損	_	_	_	-	_	-	-	-	_	ı	_	_
臨		時 損 失												
	固	定資産除却損	_	3	_	1	_	1	_	-	_	0	_	_
当	期	割 総 利 益	-	1, 353	88	1, 454	_	-	644	631	_	116	3	3
	合	計	14, 654	14, 798	8,720	8, 443	3, 219	3, 347	3, 143	3, 563	196	239	111	56

⁽注) 収支計画は、予算ベースで作成した。

3. 平成22事業年度資金計画及び実績

(1) 収入

(単位:百万円)

		(1)	計												
科目		総		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業災害補償関係勘定		漁業災害補償関係勘定			
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績		
業務活動による	仅入	153, 687	78, 406	42,005	30, 309	11,619	10, 387	29, 160	22, 574	53, 795	10, 545	17, 108	4, 592		
投資活動による	仅入	71	54	51	-	10	△ 19	10	ı	1	74	-	-		
財務活動による	仅入	70,608	5, 831	-	_	3, 799	2, 292	0	39	51, 168	3, 500	15, 641	_		
前年度からの繰	返金	129, 159	149, 981	39, 180	52, 378	42, 226	43, 708	41, 319	46, 345	5,608	5, 245	827	2, 305		
合 計		353, 525	234, 273	81, 235	82, 687	57, 654	56, 367	70, 489	68, 958	110, 571	19, 364	33, 576	6, 897		

(2) 支出

	(4)	r												
科目	総	計	農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業災害補償関係勘定		漁業災害補償関係勘定			
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績		
業務活動による支出	日 154, 508	75, 927	41, 989	28, 523	11, 988	10,616	29, 493	22, 319	53, 945	9, 330	17, 093	5, 138		
投資活動による支出	법 18	9	16	4	ı	1	1	-	1	4	0	-		
財務活動による支出	日 68,992	5, 780	-	-	2, 175	2, 175	8	105	51, 168	3, 500	15, 641	_		
翌年度への繰越る	È 130, 007	152, 557	39, 230	54, 159	43, 490	43, 575	40, 986	46, 533	5, 457	6, 530	843	1,760		
合 計	353, 525	234, 273	81, 235	82, 687	57, 654	56, 367	70, 489	68, 958	110, 571	19, 364	33, 576	6, 897		

⁽注) 資金計画は、予算ベースで作成した。

平成22事業年度業務収支計画及び実績

	科		目		ΔΛ)	= 1	(TE. 1717)									
					総	計	農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業災害補償関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
					計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
	政府	府 事 業 交	付金収	入	1, 940	1, 274	889	82	410	562	641	630	_	1	_	_
	政	府補給	金 収 .	入	187	153	_	-	187	153	1	-	_	-	_	_
収	事	業	収	入	9, 400	9, 507	6, 961	6, 840	543	622	1, 762	1, 980	23	12	110	53
益	受	託 事	業収	入	3	1	_	1	3	1	1	1	_	1	_	-
	引	当 金	等 戻	入	-	1, 145	_	826	ı	_	1	319	_	1	_	-
		合	計		11, 529	12, 080	7, 850	7, 747	1, 143	1, 338	2, 403	2, 929	23	12	110	53
	事	業	£ :	費	9, 869	8, 456	7, 766	5, 986	53	6	2,050	2, 464	_	1	_	-
貝	財	務	費	用	233	153	_	-	187	153	1	-	15	0	31	-
用	引	当 金	等繰	入	2, 386	2, 684	_	265	2, 386	2, 417	-	2	_	_	_	_
		合	計		12, 488	11, 292	7, 766	6, 252	2,626	2, 575	2,050	2, 465	15	0	31	_
	収	支	差		△ 959	787	84	1, 496	△ 1,483	△ 1,238	354	464	8	12	79	53

⁽注)業務収支計画は、予算ベースで作成した。